



長岡技術科学大学 体育・保健センター 年報
平成28年度（速報）版



平成29年4月



長岡技術科学大学
体育・保健センター

長岡技術科学大学
体育・保健センター一年報
平成28年度(速報)版

目 次

1. はじめに ——センター長挨拶
2. 保健部門管理報告
3. 体育部門報告
4. 資料

1. はじめに



体育・保健センター長 三宅 仁

長岡技術科学大学 体育・保健センター 年報 平成28年度版(速報版) をお届けします。従前と同様で、年度末直後のデータですので、まだ揃っていないものも多数ありますが、速報版でお届けいたします。後日、問題なければ確定版と致します。(データの一部は統計的使用を目的に得られたものでありますので、目的外使用はお断り致します。)

昨年、ちょうどこの原稿を準備中、4月14日午後9時26分頃熊本県で震度7(M6.5)の地震があり、「平成28年熊本地震」と名付けられたとのこと。そのあと、本震といわれる4月16日午前1時25分頃にも震度7(M7.3)が発生し、6強、6弱などの予震が頻発しました。被害の全貌は平成16年の「新潟県中越地震」を越え、平成7年の阪神・淡路大震災に迫るものとなりました。被災された方に御見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。東日本大震災の被災地域もまだまだ復興途上であり、新潟県糸魚川市での大規模火災も記憶に新しく、災害大国日本の将来を憂うのはひとり大学人のみでは無いと思います。

さて、本学は昨年創設40周年を迎え、円熟期に入ったともいえる状況です。企業や一般の評価はかなり上質のものを与えて頂いておりが、さらに教育・研究の質の向上が望まれるところです。また、昨年は障害者差別解消法施行に伴い、本格的な障害学生支援を行いました。十分とはいえない状況です。そのほか、本センターに対する学内外の期待は大きいと思われ、さらなる高みを目指して、学生のみならず、教職員全員の健康の保持増進のお手伝いを今後も担っていく所存です。

センターの人事では学校医もカウンセラーも各3人体制となって充実してきました。相談件数はうなぎ登りですが、どのくらいが適正かは一概にいえません(全国大学メンタルヘルス学会誌創刊号にて報告予定)。この分野は費用対効果を求めるようなものではありませんが、全体を考えると効率的な運営は当然であり、そのためにもエビデンスが求められる事

態になってきているのは確かでしょう。

フィジカルヘルス関連では昨年豊橋技術科学大学との共同研究で明らかとなったように、肥満傾向などは時代を反映するものがあり、より一層の啓蒙の必要性が明らかとなってきました。インフルエンザは本報告には出ていませんが、さほどのものではありませんでした。ただし、結核罹患の学生が数名いるのが気になります（予防的投与も含む）。

喫煙問題は昨年の報告に写真を載せましたが、毎年ボランティア活動論履修の学生がタバコマスターズとして頑張ってもらっています。一刻も早く本学も敷地内全面禁煙としたいものです。

産業医活動としてはメンタルヘルスチェックが実質 2 年目となり、かなりお互いに慣れてきました。内容的にもあまり問題のケースはなく、良好な環境状況と推測されます。一方で、病気休暇や休職となる教職員もおり、個別の対応の必要性も感じられます。当然ながら、日々のメンタルヘルスサポートが重要であり、その体制整備はかなり充実してきたと上述しましたが、教職員のみならず障害学生を含めた全学的な支援もまだまだ必要と感じられます。

体育関連としては従前通りの設備・備品とその活用が進んでいます。また、塩野谷教授の東京オリンピック・パラリンピックに向けた研究活動も盛んです。個人的には障害者スポーツ医の資格を得ましたので、何等かのお役に立てればと考えております。

ここ数年、不幸な事例が数例あり、さまざまな予防的な取り組みも行っていますが、やはりすり抜けるケースもあってその困難さを実感しておりますが、まずは日々の生活（睡眠や食事など）に始まり、研究室での時間の過ごし方など、キャンパスライフそのものの充実が一番と思います。繰り返しますが、健康なキャンパスライフは大学生活、ひいては生涯の健康の基礎となるものです。健康でしっかり勉強して人類に貢献できる技術者を目指してほしいものです。

体育・保健センターでは学生諸君や教職員の皆様の健康保持増進のため、スタッフ一同、より良いセンターを目指して努力する所存でありますので、十二分に活用されることをお願いするものであります。

平成 29 年 4 月

(表紙写真： (H28年10月) 秋の午後：右手にセンター、正面東山を望む)

平成28年度体育・保健センター年間行事等予定

月	体 育 関 係		保 健 関 係	
4	1	屋外体育施設の使用開始	17	(放射線(X線)作業従事者の特別健康診断)
	中旬	体育施設の使用割振り(夏期)	20	AED講習会
			26~28	定期健康診断
5	上旬	(春季球技大会)	10~13	定期健康診断受診者の再検査
			16	定期健康診断受診者の再診察
6	1	屋内プール使用開始	25~26	第3学年入試(一般)救護
7	1	体育・保健センター講演会	初旬	センター講演会
			7~8	全国大学保健管理協会関東甲信越地方部 会研究集会及び地方部会総会(信州大学)
8				
9	19~22	技大祭のため体育施設使用休止	中旬	(有害・VDT・運転業務従事者の特別健康診断)
			中旬	(放射線(X線)作業従事者の特別健康診断)
			中旬	(教職員・9月入学者定期健康診断)
10	上旬	(秋季球技大会)	5~6	第54回全国保健管理研究集会(大阪大学)
			中旬	(放射線(X線)作業従事者の特別健康診断)
11	上旬	体育施設の使用割振り(冬期)	19	第一学年入試(推薦)救護
	中旬	屋外体育施設の冬準備(ネット降ろし等)		
	30	屋内プール閉鎖		
12			9~11	第38回全国メンタルヘルス研究会(一橋大学)
			14	AED講習会
1			14~15	大学入試センター試験救護
2			25	第1学年入試(一般)救護
3			中旬	(有害・運転業務従事者の特別定期健康診断)
			中旬	(放射線(X線)作業従事者の特別健康診断)

()は体育・保健センターが直接関与しない行事

2. 保健部門管理報告

- 定期健康診断
- 応急処置状況
- 健康相談
- 健康診断証明書発行数
- 経年変化
- 医療法医療安全管理義務化に伴う医療安全管理対策指針による自主管理点検票

平成28年度定期健康診断実施状況

平成28年6月17日現在

実施日 平成28年4月26日(火)～28日(木)

受診者数

<全体>

種別	区分	対象者数	受診者数			
			聴打診等 (受診率)		X線撮影 (受診率)	
学生合計		2441	2244	91.9	2247	92.1

<在籍別>

種別	区分	対象者数	受診者数			
			聴打診等 (受診率)		X線撮影 (受診率)	
学部	1	91	91	100.0	91	100.0
	2	119	105	88.2	105	88.2
	3	528	518	98.1	521	98.7
	4	567	533	94.0	533	94.0
	計	1305	1247	95.6	1250	95.8
修士	1	445	434	97.5	433	97.3
	2	464	416	89.7	418	90.1
	計	909	850	93.5	851	93.6
一貫性博士	1	8	8	100.0	8	100.0
	2	10	10	100.0	10	100.0
	計	18	18	100.0	18	100.0
博士	1	56	39	69.6	39	69.6
	2	54	46	85.2	45	83.3
	3	69	43	62.3	43	62.3
	計	179	128	71.5	127	70.9
専門職	1	15	1	6.7	1	0.0
	2	15	0	0.0	0	0.0
非正規生		294	20	6.8	20	6.8
合計		2441※1	2244	91.9	2247	92.1

※1非正規生の数は含まれていない

*外部医療機関で健康診断を受診した者も含む。

平成28年度定期健康診断結果(学年別)

○内科診察の結果

学年	対象者数	受診者数	受診率	再診察			再診察の結果		
				要再診数	受診数	受診率	異常なし	経過観察	要精検数
B1	91	91	100.0	1	1	0	0	1	0
B2	119	105	88.2	0	0	0	0	0	0
B3	528	518	98.1	2	2	100	2	0	0
B4	567	533	94.0	3	3	100	2	1	0
M1	445	434	97.5	5	5	100	4	1	0
M2	464	416	89.7	1	1	100	1	0	0
イノベ1	8	8	100.0	0	0	0	0	0	0
イノベ2	10	10	100.0	0	0	0	0	0	0
D1	56	39	69.6	0	0	0	0	0	0
D2	54	46	85.2	0	0	0	0	0	0
D3	69	43	62.3	0	0	0	0	0	0
専門1	15	1	7	0	0	0	0	0	0
専門2	15	0	0	0	0	0	0	0	0
非正規生	294	20	6.8	0	0	0	0	0	0
計	2441	2244	91.9	12	12	100	9	3	0

○血圧測定の結果

学年	対象者数	受検者数	受診率	再検査			再検査の結果		
				要再検数	受検数	受検率	異常なし	経過観察	要精検数
B1	91	91	100.0	16	16	100.0	16	0	0
B2	119	105	88.2	13	10	76.9	10	0	0
B3	528	521	98.7	119	110	92.4	108	2	0
B4	567	533	94.0	124	117	94.4	109	8	0
M1	445	433	97.3	110	102	92.7	100	2	0
M2	464	418	90.1	124	116	93.5	115	1	0
イノベ1	8	8	100.0	2	1	50.0	1	0	0
イノベ2	10	10	100.0	4	2	50.0	2	0	0
D1	56	39	69.6	12	11	91.7	10	1	0
D2	54	46	85.2	13	11	84.6	10	1	0
D3	69	43	62.3	13	10	76.9	7	3	0
専門1	15	1	7	0	0	0	0	0	0
専門2	15	0	0	0	0	0	0	0	0
非正規生	294	20	6.8	0	0	0.0	0	0	0
計	2441	2248	92.1	550	506	92.0	488	18	0

平成28年度定期健康診断結果(学年別)

○身長・体重・腹囲測定の結果

学年	対象者数	受検者数	受検率	≥腹囲 (85/90)(人)	腹囲(%)	≥BMI25 (人)	BMI(%)
B1	91	91	100.0	10	11.0	11	12.1
B2	119	105	88.2	10	9.5	9	8.6
B3	528	521	98.7	79	15.2	106	20.3
B4	567	533	94.0	78	14.6	99	18.6
M1	445	433	97.3	71	16.4	80	18.5
M2	464	418	90.1	72	17.2	87	20.8
イノベ1	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0
イノベ2	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0
D1	56	39	69.6	14	35.9	15	38.5
D2	54	46	85.2	8	17.4	12	26.1
D3	69	43	62.3	9	20.9	10	23.3
専門1	15	1	7	0	0	0	0
専門2	15	0	0	0	0	0	0
非正規生	294	20	6.8	0	0.0	0	0.0
計	2441	2248	92.1	351	15.6	429	19.1

○視力検査の結果

学年	対象者数	受検者数	受検率
B1	91	91	100.0
B2	119	105	88.2
B3	528	521	98.7
B4	567	530	93.5
M1	445	433	97.3
M2	464	418	90.1
イノベ1	8	8	100.0
イノベ2	10	10	100.0
D1	56	39	69.6
D2	54	46	85.2
D3	69	43	62.3
専門1	15	1	7
専門2	15	0	0
非正規生	294	20	6.8
計	2441	2245	92.0

平成28年度定期健康診断結果(学年別)

○尿検査の結果

学年	対象者数	受検者数	受診率	再検査			再検査の結果		
				要再検数	受検数	受検率	異常なし	経過観察	要精検数
B1	91	91	100.0	8	8	100	7	1	0
B2	119	105	88.2	10	7	70.0	7	0	0
B3	528	521	98.7	48	44	91.7	40	6	0
B4	567	533	94.0	53	52	98.1	47	6	0
M1	445	433	97.3	46	45	97.8	42	3	0
M2	464	417	89.9	45	37	82.2	35	2	0
イノベ1	8	8	100.0	1	0	0.0	0	0	0
イノベ2	10	10	100.0	3	2	66.7	2	0	0
D1	56	39	69.6	5	4	80	3	2	0
D2	54	45	83.3	8	5	63	4	1	0
D3	69	43	62.3	4	2	50	2	6	0
専門1	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0
専門2	15	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0
非正規生	294	20	6.8	0	0	0.0	0	0	0
計	2441	2246	92.0	231	206	89.2	189	27	0

○胸部X線間接撮影の結果

学年	対象者数	受検者数	受検率	有所見数	要精検数
B1	91	91	100.0	2	0
B2	119	105	88.2	1	0
B3	528	521	98.7	5	2
B4	567	533	94.0	9	0
M1	445	433	97.3	5	4
M2	464	418	90.1	4	1
イノベ1	8	8	100.0	0	0
イノベ2	10	10	100.0	0	0
D1	56	39	69.6	1	0
D2	54	45	83.3	1	0
D3	69	43	62.3	1	1
専門1	15	1	7	0	0
専門2	15	0	0	0	0
非正規生	294	20	6.8	1	0
計	2441	2247	92.1	30	8

平成28年度定期健康診断結果(項目別)

平成28年6月17日現在

○内科診察の結果

	対象者数	受診者数	受診率	再診察			再診察の結果		
				要再診数	受診数	受診率	異常なし	経過観察	要精検数
学生	2441	2244	91.9	12	12	100	9	3	0

○胸部X線間接撮影の結果

	対象者数	受診者数	受診率	有所見数	要精検数
学生	2441	2247	92.1	30	8

○血圧測定の結果

	対象者数	受診者数	受診率	再検査			再検査の結果		
				要再検数	受検数	受検率	異常なし	経過観察	要精検数
学生	2441	2248	92.1	550	506	92.0	488	18	0

○尿検査の結果

	対象者数	受診者数	受診率	再検査			再検査の結果		
				要再検数	受検数	受検率	異常なし	経過観察	要精検数
学生	2441	2246	92.0	231	206	89.2	189	27	0

平成28年度9月入学定期健康診断状況

平成28年10月 25 日現在

実施日 平成27年9月 9日(水)

受診者数

<全体>

分 種 別	区	対象者数	受診者数			
			聴打診等 (受診率)		X線撮影 (受診率)	
学生		29	24	82.8	24	82.8
合計		29	24	82.8	24	82.8

<在籍別>

分 種 別	区	対象者数	受診者数			
			聴打診等 (受診率)		X線撮影 (受診率)	
学 部	1					
	2					
	3	8	8	100	8	100
	4					
	計	8	8	100	8	100
修 士	1	14	13	93	13	93
	2					
	計	0		#DIV/0!		#DIV/0!
博 士	1	7	4	57.1	4	57.1
	2					
	3					
	計	7	4	57.1	4	57.1
5月未受診 希望学生		0	0	0	0	0
合 計		29	24	82.8	24	82.8

平成28年度定期健康診断9月結果(項目別)

○内科診察の結果

学年	対象者数	受診者数	受診率	再診察			再診察の結果		
				要再診数	受診数	受診率	異常なし	経過観察	要精検数
B3	8	8	100.0	0	0	0	0	0	0
M1	14	13	92.9	0	0	0	0	0	0
D1	7	4	57.1	0	0	0	0	0	0
計	29	25	86.2	0	0	0	0	0	0

○血圧測定の結果

学年	対象者数	受検者数	受診率	再検査			再検査の結果		
				要再検数	受検数	受診率	異常なし	経過観察	要精検数
B3	8	8	100.0	0	0	0.0	0	0	0
M1	14	13	92.9	0	0	0.0	0	0	0
D1	7	4	57.1	0	0	0.0	0	0	0
計	29	25	86.2	0	0	0.0	0	0	0

○身長・体重・腹囲測定の結果

学年	対象者数	受検者数	受診率	≥腹囲(85/90)(人)	腹囲(%)	≥BMI25 (人)	割合(%)
B3	8	8	100	2	25.0	2	25.0
M1	14	13	92.8	5	38.5	5	38.5
D1	7	4	57.1	0	0.0	0	0.0
計	29	25	86.2	7	28.0	7	28.0

○視力検査の結果

学年	対象者数	受検者数	受診率
B3	8	8	100.0
M1	14	13	92.8
D1	7	4	57.1
計	29	25	86.2

○尿検査の結果

学年	対象者数	受検者数	受診率	再検査			再検査の結果		
				要再検数	受検数	受診率	異常なし	経過観察	要精検数
B3	8	8	100.0	1	1	100	1	0	0
M1	14	13	92.9	0	0	0.0	0	0	0
D1	7	4	57.1	0	0	0.0	0	0	0
計	29	25	86.2	1	1	0.0	1	0	0

○胸部X線間接撮影の結果

学年	対象者数	受検者数	受診率	有所見数	要精検数
B3	8	8	100.0	0	0
M1	14	13	92.9	0	1
D1	7	4	57.1	0	0
計	29	25	86	0	0

平成28年度 応急処置発生状況(学生のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
講義中	5	5	2	10	2	0	1	0	3	0	0	0	28
実験・実習中	1	0	0	1	3	2	3	4	1	1	0	1	17
体育・実技中	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
課外活動中	1	3	2	2	2	3	0	0	1	1	0	0	15
交通事故	1	1	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0	7
その他	55	28	36	69	14	47	40	61	23	19	20	21	433
合計	63	38	41	84	21	54	44	65	29	21	21	22	503

平成28年度 発生より処置までの時間(学生のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
30分以内	4	5	5	7	2	7	2	1	2	0	0	0	35
3時間以内	3	4	7	10	3	5	2	3	3	1	1	0	42
12時間以内	5	3	0	4	0	0	2	7	0	2	1	4	28
24時間以内	4	0	3	5	1	3	6	5	2	3	3	1	36
24時間以上	47	26	26	58	15	39	32	49	22	15	16	17	362
合計	63	38	41	84	21	54	44	65	29	21	21	22	503

平成28年度 体育・保健センター疾病者応急処置状況(原因別)

長岡技術科学大学

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			合計					
	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計						
(1) すり傷・切り傷・刺し傷等	3	0	3	4	0	4	6	0	6	10	0	10	5	1	6	9	0	9	2	0	2	4	0	4	0	0	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0	46	1	47			
	(0)		0	(0)		(0)	(0)		(0)	(1)		(1)	(1)		(1)	(1)		(1)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)		(0)	(0)		(0)		(0)	(3)	0	(3)					
(2) 打撲・捻挫・筋肉痛	3	0	3	4	0	4	4	0	4	7	2	9	5	1	6	8	0	8	9	0	9	7	1	8	2	0	2	2	0	2	3	1	4	3	0	3	57	5	62			
	(0)		0	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(1)		(1)	(2)		(2)	(0)		(0)	(1)		(1)	(0)		(0)		(0)	(0)	(0)	(4)	0	(4)					
(3) 火傷	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	6	8	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	6	12			
	(0)		0	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	(0)			
(4) 頭痛・感冒等	36	4	40	16	3	19	17	1	18	36	2	38	6	2	8	21	1	22	28	2	30	47	4	51	22	2	24	13	2	15	12	1	13	18	7	25	272	31	303			
	(0)		0	(3)		(3)	(1)		(1)	(2)		(2)	(1)		(1)	(0)		(0)	(0)		(0)	(2)		(2)	(5)		(5)	(0)		(0)	(2)		(2)	(2)		(2)	(18)	0	(18)			
(5) 腹痛・下痢等	4	1	5	4	0	4	3	2	5	8	1	9	1	0	1	4	0	4	2	0	2	4	0	4	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	2	2	32	7	39	
	(0)		0	(1)		(1)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(1)		(1)	(1)		(1)	(1)		(1)	(0)		(0)	(1)		(1)	(0)		(0)	(0)	(0)	(4)	0	(4)				
(6) 歯・耳・鼻・咽頭に関する症状	6	1	7	3	1	4	2	0	2	3	1	4	1	0	1	3	0	3	1	0	1	1	1	2	2	0	2	0	1	1	1	0	1	0	2	2	23	7	30			
	(0)		0	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	(0)			
(7) その他	11	1	12	7	1	8	8	2	10	18	0	18	3	1	4	7	0	7	2	1	3	2	1	3	2	0	2	3	0	3	3	0	3	3	0	3	1	0	1	67	7	74
	(0)		0	(0)		(0)	(1)		(1)	(4)		(4)	(0)		(0)	(1)		(1)	(0)		(0)	(0)		(0)	(0)		(0)	(1)		(1)	(0)		(0)	(0)	(0)	(7)	0	(7)				
計	63	7	70	38	5	43	41	5	46	84	12	96	21	5	26	54	1	55	44	3	47	65	7	72	29	2	31	21	3	24	21	3	24	22	11	33	503	64	567			
	(0)		0	(4)		(4)	(2)		(2)	(7)		(7)	(2)		(2)	(2)		(2)	(2)		(2)	(5)		(5)	(5)		(5)	(3)		(3)	(2)		(2)	(2)		(2)	(36)		(36)			

()内は留学生を内数で示す。

平成28年度応急処置状況(内容別)

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			合計			
	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計	学生	職員	計				
検査	47 (0)	6 (0)	53 (0)	21 (3)	4 (0)	25 (3)	21 (1)	2 (1)	23 (1)	52 (5)	0 (0)	52 (5)	8 (1)	2 (1)	10 (1)	26 (1)	1 (1)	27 (1)	28 (1)	0 (1)	28 (1)	30 (4)	0 (4)	30 (4)	18 (5)	0 (5)	18 (5)	3 (0)	3 (0)	6 (0)	13 (2)	0 (2)	13 (2)	13 (2)	10 (2)	23 (2)	280 (25)	28 (25)	308 (25)	
応急手当	8 (0)	0 (0)	8 (0)	4 (0)	0 (0)	4 (0)	7 (0)	0 (0)	7 (0)	12 (0)	1 (0)	13 (0)	5 (0)	1 (0)	6 (0)	11 (1)	0 (1)	11 (1)	3 (1)	0 (1)	3 (1)	3 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	58 (2)	3 (2)	61 (2)	
健康相談 保健指導	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (1)	2 (1)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (1)	0 (1)	4 (1)	5 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	3 (2)	18 (2)	4 (2)	22 (2)
医師診察	3 (0)	1 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	5 (3)	3 (3)	8 (3)	5 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	5 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	56 (5)	4 (5)	60 (5)	5 (0)	0 (0)	5 (0)	5 (1)	0 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	86 (9)	11 (9)	97 (9)	
投薬	46 (0)	6 (0)	52 (0)	28 (4)	5 (4)	33 (4)	25 (0)	0 (0)	25 (0)	62 (9)	13 (9)	75 (9)	16 (2)	2 (2)	18 (2)	35 (1)	1 (1)	36 (1)	36 (1)	2 (1)	38 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	23 (5)	1 (5)	24 (5)	15 (2)	3 (2)	18 (2)	18 (2)	2 (2)	20 (2)	24 (3)	5 (3)	29 (29)	330 (29)	40 (29)	370 (29)	
医療機関 紹介 搬送	3 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (0)	1 (0)	11 (0)	
ベッド休 養	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (0)	4 (0)	10 (0)	
その他	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)			
	110 (0)	13 (0)	123 (0)	61 (8)	9 (0)	70 (8)	62 (4)	7 (0)	69 (4)	136 (14)	14 (0)	150 (14)	29 (3)	7 (0)	36 (3)	81 (3)	2 (0)	83 (3)	69 (3)	3 (0)	72 (3)	95 (10)	7 (0)	102 (10)	52 (10)	1 (0)	53 (10)	24 (3)	6 (0)	30 (3)	34 (4)	13 (0)	37 (4)	111 (5)	19 (0)	56 (5)	960 (67)	108 (0)	1068 (67)	

平成28年度健康相談者数

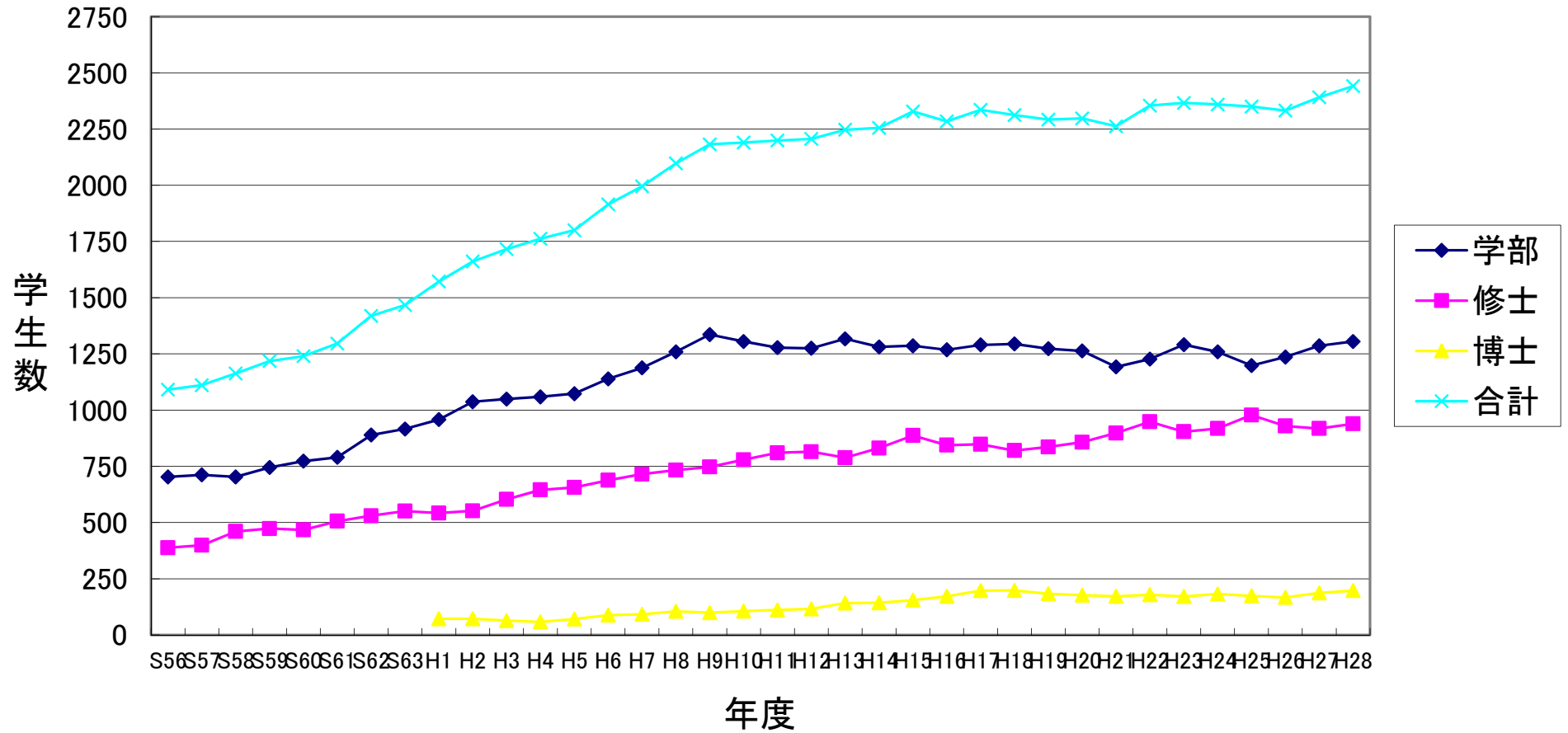
右記のうち非常 勤学校医の診察 数			学部生		大学院生		学生	教職員	合 計	累 計
			日本人学生	留学生	日本人学生	留学生				
木村	青木									
0		4月	8	0	2	0	10	2	12	12
3	3	5月	16	1	6	1	24	3	27	39
2	2	6月	5	0	6	0	11	6	17	56
2	7	7月	10	1	5	0	16	7	23	79
1	0	8月	5	0	2	0	7	0	7	86
7	2	9月	9	1	4	4	18	1	19	105
2	0	10月	2	0	4	4	10	2	12	117
1	0	11月	3	1	4	2	10	2	12	129
4	0	12月	4	0	6	1	11	2	13	142
5	0	1月	5	0	5	2	12	2	14	156
2	0	2月	2	1	1	0	0	0	0	156
1	1	3月	3	0	2	1	6	4	10	166
30	15	計	72	5	47	15	139	31	170	

医療機関紹介数			
学部生	大学院生	教職員	計
0	0	0	0
3	2	0	5
1	0	1	2
0	0	1	1
0	0	0	0
1	0	1	2
0	0	0	0
0	1	0	1
0	1	0	1
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
5	4	3	12

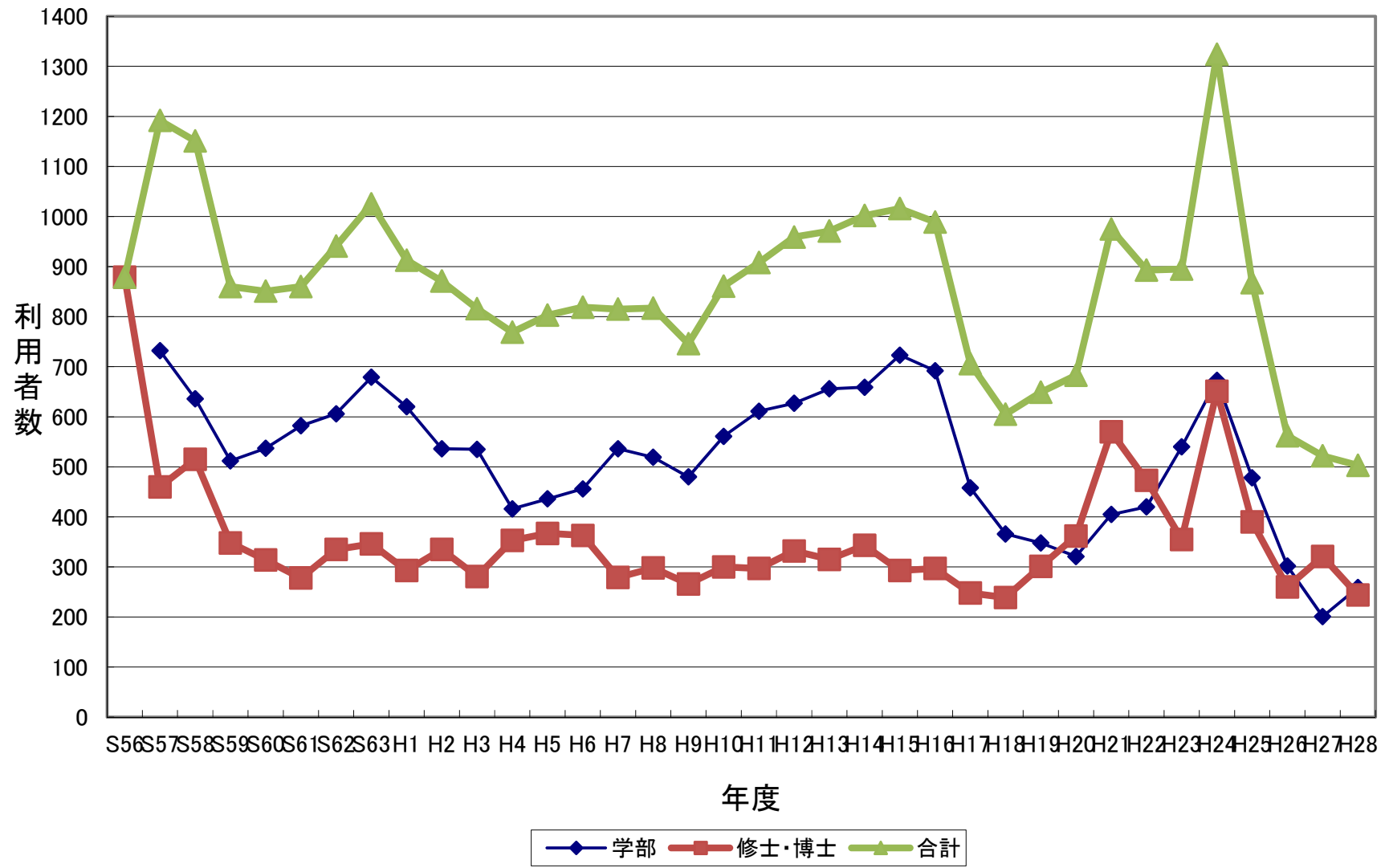
平成28年度健康診断証明書発行数

月	学部		大学院		合計		累 計	
	保健セン ター	自動発行機	保健セン ター	自動発行機	保健セン ター	自動発行機	保健セン ター	自動発行機
4月	0	75	0	419	0	494	0	494
5月	0	58	21	228	21	286	21	780
6月	2	24	21	159	23	183	44	963
7月	3	55	4	100	7	155	51	1118
8月	0	23	0	49	0	72	51	1190
9月	0	18	1	31	1	49	52	1239
10月	2	3	3	17	5	20	57	1259
11月	0	12	0	18	0	30	57	1289
12月	0	4	0	11	0	15	57	1304
1月	0	2	0	6	0	8	57	1312
2月	0	4	0	23	0	27	57	1339
3月	5	66	0	367	5	433	62	1772
計	12	344	50	1428	62	1772	1834	

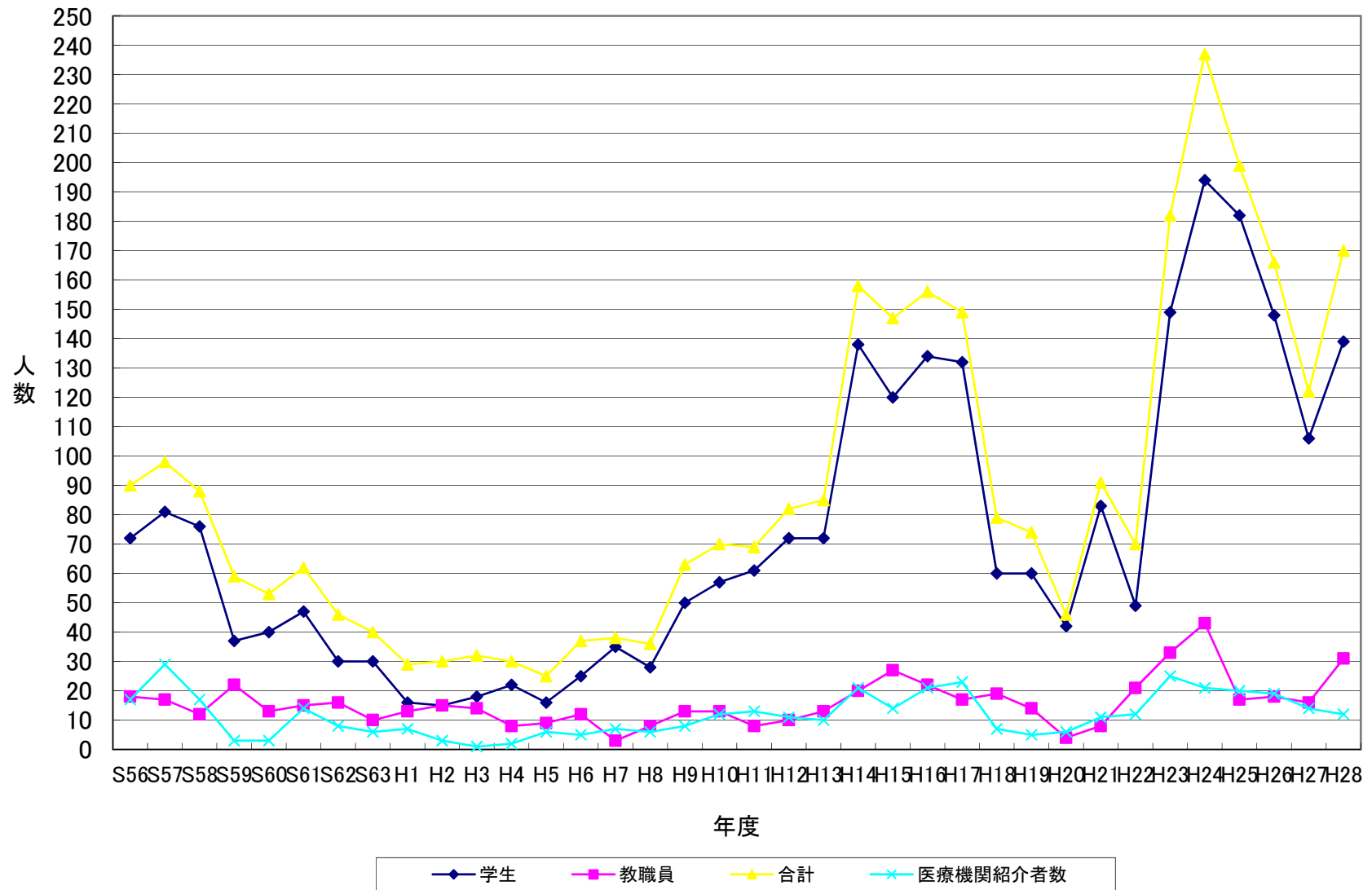
長岡技術科学大学 学生数



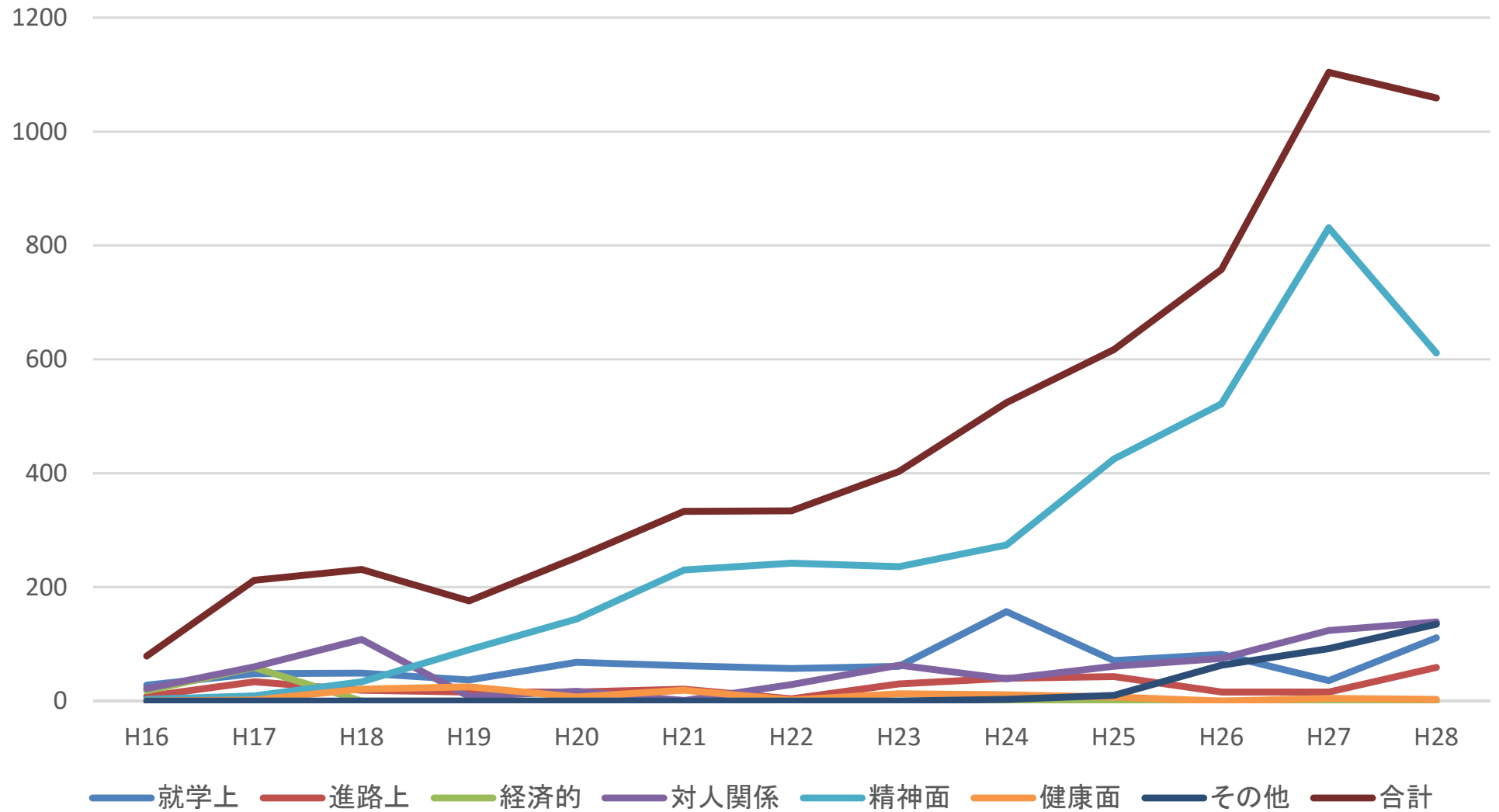
年度別応急処置状況



年度別健康相談者数



相談内容別内訳(延べ数)



診療所自主管理点検票

(H28年度分)

貴院の管理運営等について、半年に1回ほど自己点検を行ってください。 (点検年度・点検月日とともに、点検結果欄には、適なら[○]、不適なら[×]、貴院に該当しない項目は斜線を記入ください。) [×]の付いた項目については、直ちに改善措置をお願いします。 なお、今後、立入検査時に実施状況を確認させていただきます。		点検日	点検日	
点 検 項 目		9/30	3/29	
項目	確認事項	点検結果	点検結果	
広告	道路に面した場所等広く一般に確認できる看板等に広告規制に違反する項目はないか	/	/	
院内掲示	入口、受付又は待合室付近の見やすい場所に掲示しているか	○	○	
	定められた項目を掲示しているか ①管理者の氏名②診療に従事する医師又は歯科医師名③医師又は歯科医師の診療日及び時間	○	○	
医療法の手続き (変更等があった場合は、保健所への手続きが必要です。)	保健所に届出等を行った事項に対し、(以下同じ。) 開設(管理)者の住所・氏名に変更はないか	○	○	
	施設名・所在地に変更はないか	○	○	
	診療科名に変更はないか	○	○	
	診療日・診療時間に変更はないか	○	○	
	用途変更も含め、施設の変更はないか	○	○	
患者入院状況	各病室に定員を超えた患者を入院させていないか	/	/	
	病室でない場所(処置室、予備室等)に入院させていないか	/	/	
医療従事者資格	採用時に免許証原本の提示を求め、確認のうえ免許証写しの保存等を行っているか	○	○	
職員の健康管理	定期的に従事者全員の健康診断が行われているか。また、検査項目がすべて行われているか	○	○	
	健康診断個人票を作成し、5年間保存しているか	○	○	
診療録	診療録に必要な事項が記載されているか	○	○	
	・診療を受けた者の住所、氏名、性別、年齢	○	○	
	・病名、主要症状	○	○	
	・診療方法(処方及び処置)	○	○	
	・診療の年月日	○	○	
	過去5年間の診療録が保存されているか	○	○	
放射線管理	診療した医師の署名があるか(非常勤も含め医師が2名以上いる場合)	○	○	
	エックス線診療室等である旨を示す標識があるか	/	/	
	管理区域である旨の表示があるか	/	/	
	放射線障害防止に必要な注意事項(患者用・従事者用)を掲示しているか	/	/	
	使用中の表示があるか(ランプが点くか)	/	/	
	漏洩線量測定を6か月に1回以上実施し、結果を5年間保存しているか	/	/	
	医師・診療放射線技師・診療エックス線技師以外のものが放射線を照射していないか (医師立会い・指示のもとといえども看護師・歯科衛生士も含み無資格者はが操作ボタンを押すことはできない。)	/	/	
	保健所に届出を行っているエックス線装置に変更はないか	/	/	
医薬品の取扱	毒薬又は劇薬を他の薬剤と区別して保管しているか	/	/	
	毒薬は専用の鍵のかかる場所で保管しているか	/	/	
	毒薬は黒地に白枠、白字をもってその品名及び「毒」の文字の記載、劇薬については、白地に赤枠、赤字をもってその品名及び「劇」の文字を記載しているか	/	/	
	毒薬の受払い簿を作成し、定期的に数量を確認する等適正に保管管理しているか	/	/	
	その他の医薬品	医薬品を他の薬品と区別して保管しているか	○	○
		医薬品及びその容器が清潔に保たれているか	○	○
		医薬品の数量、使用期限及び破損の有無等を確認しているか	○	○
		要冷所保存医薬品等の保管は適正になされているか	○	○
	冷蔵庫内は薬品専用としているか(食品等が混在していないか)	○	○	
	調剤所	調剤所は清潔に保たれているか	/	/

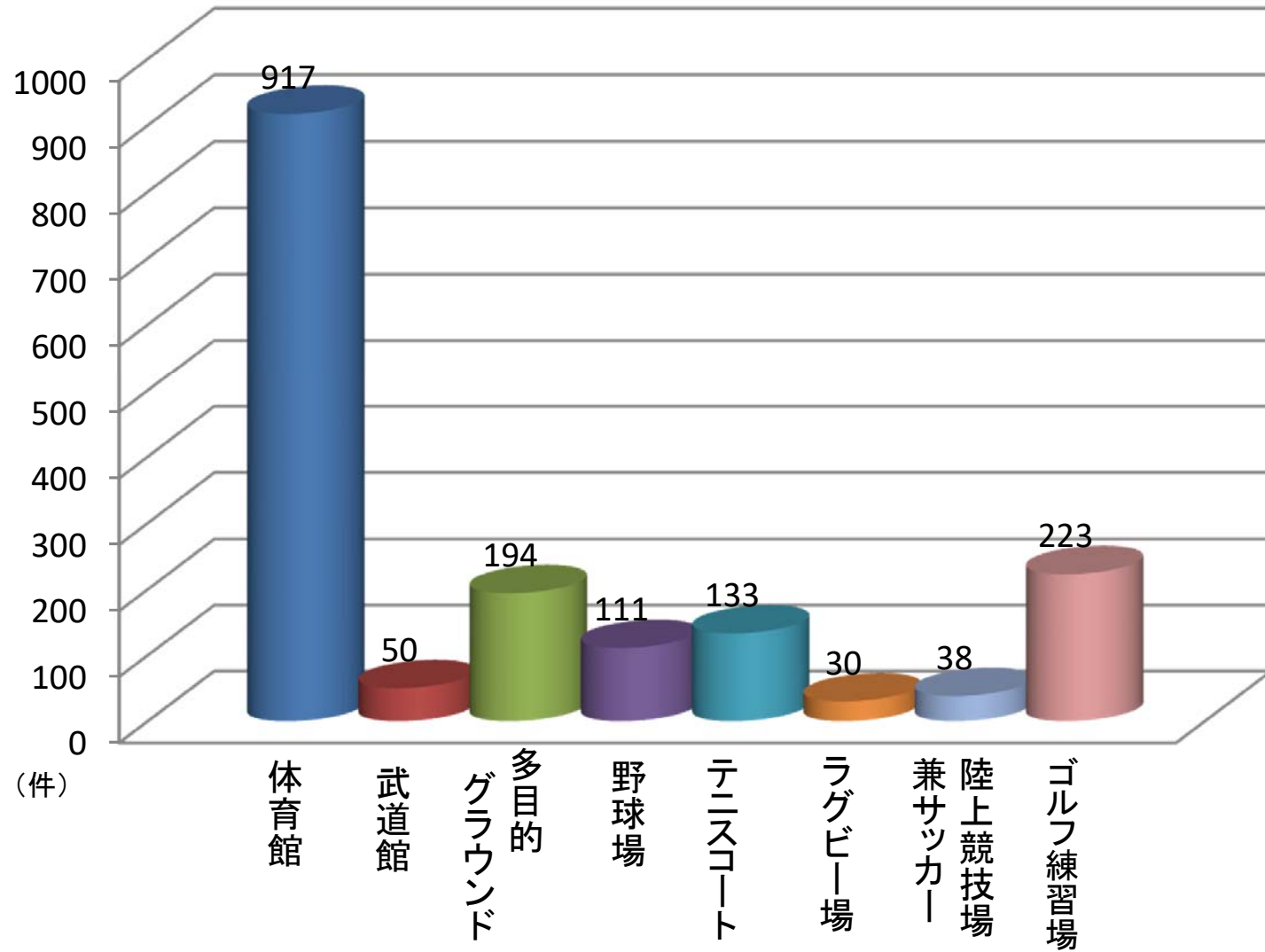
項目		確認事項	点検結果	点検結果
医薬品の取扱	麻薬	麻薬取扱免許証を所持した麻薬施用者または麻薬管理者がいるか	/	/
		麻薬は、麻薬以外の医薬品(覚せい剤を除く)と区別し、鍵をかけた堅固な設備に貯蔵しているか	/	/
		麻薬管理者は麻薬診療施設に麻薬管理帳簿を備え2年間保存しているか	/	/
医薬品の取扱	麻薬	帳簿は、品名、剤型、濃度別に口座を設けているか	/	/
		帳簿には、必要事項が記載されているか	/	/
		・譲り受けた麻薬の品名、数量、その年月日(購入先麻薬卸売業者の氏名又は名称及び製品番号を備考欄記載)	/	/
		・廃棄した麻薬の品名、数量、その年月日	/	/
		・譲り渡した麻薬(使用のため交付したリン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネを除く)の品名、数量、その年月日	/	/
		・施用した麻薬(リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネを除く)の品名、数量、その年月日	/	/
	・事故届を提出した場合には、届出た麻薬の品名、数量、事故発生年月日、届出年月日(備考欄記載)	/	/	
	向精神薬	向精神薬(ソセゴン、レパン、リタリン、ペンタジン、ロヒプノール、ラボナ、イソミタール、サイレース)は鍵をかけ保管しているか	/	/
		容器等に「(向)」等適正な表示がなされているか	/	/
		譲渡、譲受、廃棄の記録をし、その記録を2年間保存しているか	/	/
	毒物又は劇物	劇物・毒物は他のものと区別して鍵のかかる専用の保管庫に保管しているか	/	/
		毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白字をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤字をもって「劇物」の文字を表示しているか	/	/
劇物・毒物を陳列・保管する場所には、「医薬用外劇物」、「医薬用外毒物」の文字を表示しているか		/	/	
感染性廃棄物	感染性廃棄物の収納容器にバイオハザードマーク又は表示(「感染性廃棄物」の旨、及び性状「液状又は泥状」、「固形状」、「鋭利なもの」の別)があるか	○	○	
	収納されている廃棄物と容器のバイオハザードマークの色又は表示が適正か(赤色・・・「液状又は泥状(血液等)」、橙色・・・「固形状(血液付着のガーゼ等)」、黄色・・・「鋭利なもの(注射針・メス・破損したアンプル・バイアル等ガラス製器材)」)	○	○	
	注射針のリキャップは行わないようにしているか	○	○	
	委託しようとする感染性廃棄物が事業の範囲に含まれているか	○	○	
	委託業者は都道府県知事から収集運搬又は処分の業の許可を受けた者であるか	○	○	
	委託契約書があり、契約書に不備は無く、許可証の写しが添付されているか	○	○	
	マニフェストを交付しているか	○	○	
	適切に処理されたことが返送されたマニフェストの写し(B2、D、E票)によりを照合確認し、A票の照合確認欄に確認した年月日を記載しているか	○	○	
	マニフェストの返送を受けた日から5年間保存しているか	○	○	
院内感染対策	アルコール製剤による擦式消毒または石鹼と流水による手洗いが行われているか(洗面器を使用した手指消毒は不確実な消毒法のため行わないこと)	○	○	
	ディスプレイのペーパータオルを使用しているか ペーパータオルの設置は、手指からのしずく等による汚染防止が図られているか	○	○	
	使い捨て手袋を着用してケアする前後も手指の消毒は行っているか	○	○	
防火防災	非常口付近はスムーズに通れる状態であるか	○	○	
	消火設備(消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、屋外消火栓等)があるか	○	○	
医療安全管理体制	■「医療安全管理指針」の策定と指針に基づく対策が実施されているか	○	○	
	■「院内感染対策指針・マニュアル」の策定と指針等に基づく対策が実施されているか(H19.6.30まで経過措置あり)	○	○	
	■「医薬品業務手順書」の策定と手順書も基づく業務が実施されているか(H19.6.30まで経過措置あり)	○	○	
	■「医療機器保守点検計画」の作成と計画に基づく業務が実施されているか(H19.6.30まで経過措置あり)	○	○	

3. 体育部門報告

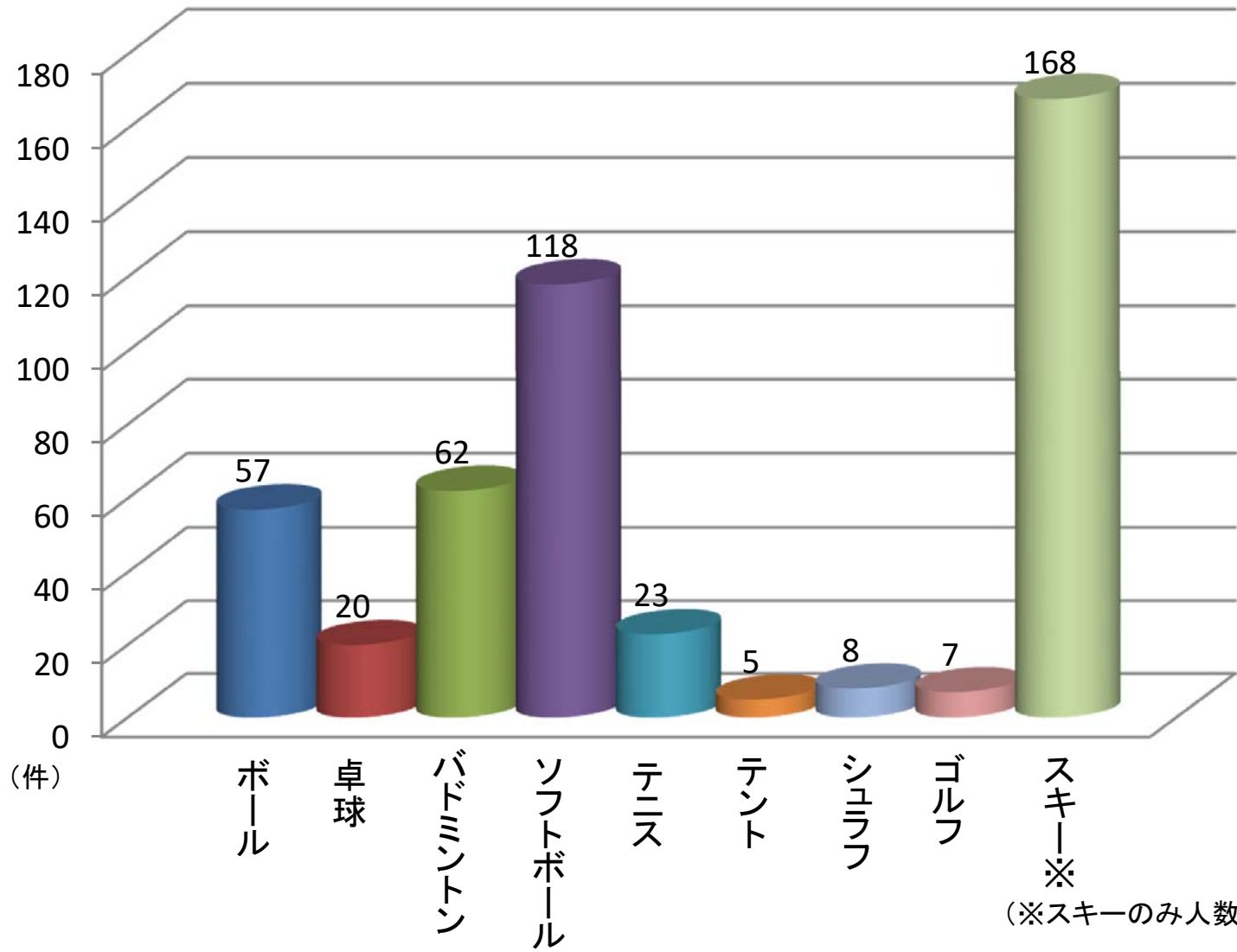
➤ 施設利用状況

➤ 物品貸出状況

平成28年度 体育施設使用許可件数



平成28年度 体育物品貸出件数



4. 資料

- 4月5日 センター案内、学生相談室案内（H29年度入学式配付資料）
- 7月1日～8月31日 熱中症対策
- 6月29日 学生支援課、体育・保健センター、非常勤カウンセラー等の合同懇親会
- 7月1日 学長巡視
- 11月15～24日 タバコバスターズ
- 11月22日 平成28年度学生指導研修会（「障がい者の就職支援について」講師 ハローワーク長岡 就職支援コーディネーター 和田倫幸氏、新潟障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー 日高幸徳氏
- 11月30日 教職員向け平成28年度学メンタルヘルス講演会 「メンタルヘルスの一次・二次・三次予防とストレスチェック」 師 国立大学法人岡山大学 保健管理センター 准教授 清水 幸登 氏
- 平成29年3月「障がい学生支援と合理的配慮」（障がい学生支援室）
- 水泳教室募集ポスター（春季、夏季、秋季）

3. 定期健康診断

- 定期健康診断は毎年4月に学校保健安全法に基づいて全学生を対象に行っていますので、必ず受診してください。（胸部X線撮影、内科診察、身体計測、血圧測定、尿検査等）
- 就職時または大学院進学時に必要な健康診断証明書は、この定期健康診断を受診していないと発行できません。

健康診断証明書の発行について

4月の定期健康診断を受けている場合、健康診断証明書を発行します。下記の証明書自動発行機をご利用ください。

○発行開始月 7月1日から（予定）

○学務課・学生支援課前待合室 平日8:30~18:00

○図書館2階入館ゲート手前 4:00~翌3:00



健康診断では**学生証が受診に必要**ですので忘れないようにして下さい。

体育・保健センタースタッフ



三宅 仁 教授、センター長
（保健管理担当、学校医、産業医、
ハラスメント総括相談員、
情報・経営システム工学専攻
生活福祉支援情報工学講座、9822）



塩野谷 明 教授
（体育担当、情報・経営システム工学
専攻 生活福祉支援情報工学講座、
9823）



大岡 美穂 保健師（9824）
（ハラスメント相談員）



安野 和子 事務補佐員（9821）

木村 嶺子 非常勤学校医（内科医）
（ハラスメント相談員）
青木 庸子 非常勤学校医（精神科医）
（ハラスメント相談員）
三浦 かおり 非常勤カウンセラー
（ハラスメント相談員）
永井 洋子 非常勤カウンセラー
（ハラスメント相談員）
高橋 由美子 非常勤カウンセラー
（ハラスメント相談員）

体育・保健センター案内 2017



体育・保健センター

TEL : 0258-47-9824 内線 9824

E-mail : hcc@melabo.nagaokaut.ac.jp

URL : <http://hcc.nagaokaut.ac.jp/>

体育・保健センターでは自ら健康であり体力を高めるため、諸々の体育施設を整えるとともに積極的にスポーツを奨励し、体育活動に関し指導、助言を行っています。

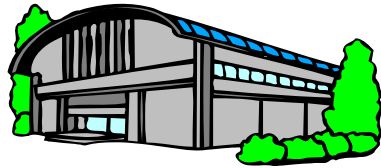
また、学生、教職員の健康管理のため、応急処置、健康診断、健康相談等の業務を行っています。

自ら積極的にスポーツや体力測定を行い、「健康や体力の重要性」を肌で感得し、また、正課体育で学習した成果を課外スポーツの発展に結びつけ、大学生活をさらに有意義なものにするとともに、スポーツを生涯にわたって実施する習慣を身につけましょう。

大いに体育・保健センターを利用して下さい。

1. 施設の概要

- 体育施設：体育館、武道館、トレーニングルーム、屋内プール、陸上競技場（兼サッカー場）、野球場、ラグビー場、テニスコート、多目的グラウンド、ゴルフ練習場
- 保健施設：保健室、休養室、学生相談室



2. 体育・保健センターの利用

(1) 体育施設

平日の昼休みは屋内プールとゴルフ練習場を除き、どの施設も自由に利用いただけます。また課外活動用具の貸出しも行っていきます。

トレーニングルーム [利用時間 8:30~21:00]

入退室時に使用者名簿に記入してご利用ください。休日に利用したい場合は、入館暗証番号を毎週金曜日に窓口へお尋ねください。

体育館・武道館 [利用時間 8:30~21:00]

『体育施設予約システム』で利用日の2週間前から3日前までに予約申請してください。

平日の昼休み(12:00~13:00)とサークル使用時間(16:00~21:00)の予約はできません。

野球場・多目的グラウンド [利用時間 6:30~19:00]

ラグビー場・テニスコート

陸上競技場(兼サッカー場) [利用時間 8:30~19:00]

『体育施設予約システム』で利用日の2週間前から3日前までに予約申請してください。

冬期間は閉鎖します。

ゴルフ練習場 [利用時間 8:30~19:00]

利用日の3日前までに窓口へ予約申請してください。

利用当日又は前日に練習場と器具庫の鍵を貸出します。

冬期間は閉鎖します。

屋内プール [期間により利用時間が異なります]

入退館時に使用者名簿に記入してご利用ください。

利用時間・開館日の詳細はプール入り口の掲示をご覧ください。

冬期間は閉館します。

予約受付・お問合せ窓口 [体育・保健センター事務室]

開室時間：月曜日～金曜日(祝日を除く)

9:15~12:00, 13:00~16:15

☆詳細は体育・保健センターHPまたは大学HPの体育施設のページをご覧ください。



(2) 保健施設

☆保健室

学内での外傷、急病などの不慮の疾患に対して医師及び保健師が応急処置を行います。また、毎週水曜日又は木曜日の午後に医師による健康相談を行っています。診断並びに健康相談の結果、応急処置で治療できない外傷及び治療を要すると認められた場合には、専門の病院を紹介しています。(この場合の診療費は個

人負担となりますので、保険証を持参して下さい。)

なお、時間外及び休館時におけるけがや病気で救急病院に行くまでに至らないものに対処するため、エネルギーセンターに「救急箱」を設置してあります。

また、各種健康測定器具(全自動身長体重計、全自動血圧計、体内脂肪計等)が備えてありますので、健康状態を知る参考にして下さい。

☆休養室

身体の不調などで休養をとりたい時は、ベッドが用意してありますので、利用してください。

☆学生相談室

学生生活における様々な心理的問題の相談場所として学生相談室があります。毎日専門家によるカウンセリングにに応じています。(学生相談室案内参照)また、定期の相談日以外でも可能な限り相談に応じますので、身体等に異常が生じたり、悩みごと等がある時は、いつでも気軽に申し出て下さい。相談内容については秘密を守ります。



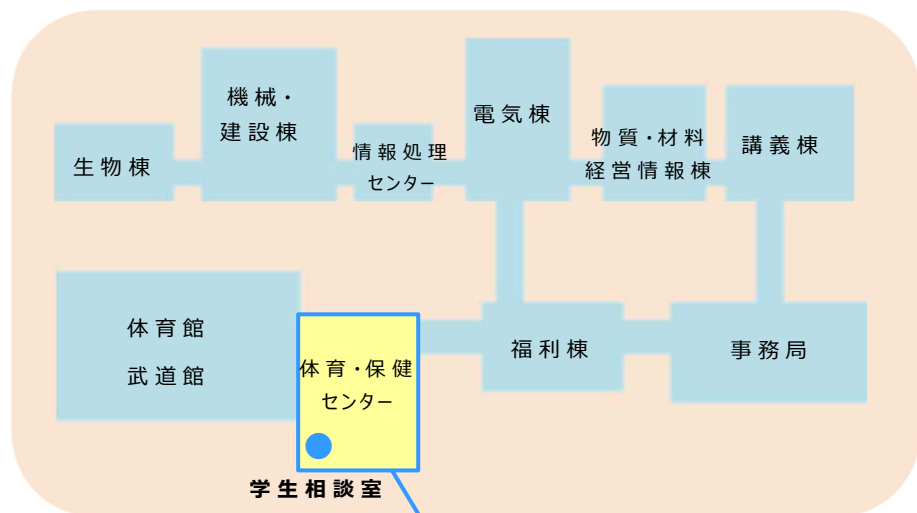
*利用時間等について
月～金曜日

◇ 健康相談……………9:00~17:00
(随時受け付けます)

◇ カウンセリング……………9:00~17:00
予約受付

◇ 応急処置等……………8:30~17:00

● 学生相談室の場所（体育・保健センター内）



学生相談室案内 2017

有意義な学生生活を送るために



小さなことから相談してみよう・・・



学生相談室

〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1

TEL : 0258-47-9824

E-mail : hcc@melabo.nagaokaut.ac.jp

学生相談に関する案内

URL : <http://hcc.nagaokaut.ac.jp/counseling.html>

● 学生相談室とは・・・

学生相談室は、授業や研究、課外活動、その他学生生活全般にわたる様々な心理的問題について相談を常時受けています。

大学生活の中で生じる悩みや課題は、自分自身について考えるよい機会ともなります。カウンセラーからアドバイスをを受けたり、気持ちを話して整理することで、問題解決の糸口を自ら見つけ出していく場所でもあります。

学生相談室は、皆さんがより有意義な学生生活を送ることができるように活動しています。相談内容については、プライバシーの保護を厳守していますので、小さな悩みごとでも気軽にご利用ください。

● 主な活動

- 学生生活に関する心理的な相談
- 教職員からの相談・コンサルテーション
- 保護者からの相談
- 心理・精神保健に関する情報提供
- 障害支援に関する相談（障がい学生支援室）



相談内容の秘密は厳守します。

● 開室日

月曜日 9:30～17:00	三浦かおり(臨床心理士)
火曜日 9:30～17:00	永井洋子 (臨床心理士)
水曜日 9:30～17:00	三浦かおり(臨床心理士)
木曜日 9:30～17:00	高橋由美子(臨床心理士)
金曜日 9:30～17:00	高橋由美子(臨床心理士) 永井洋子 (臨床心理士)
第1・3(水)14:00～16:00	青木庸子(学校医 精神科医)

* 英語・スペイン語での相談も可能です。

● 相談スタッフ



- 常勤の学校医 1名
- 非常勤の医師（精神科医） 1名
- 非常勤のカウンセラー（臨床心理士） 3名

● 利用方法

相談は、予約制となっています。

時間が空いていれば対応しますが、事前に直接来室するか、電話またはメールにて下記に申し込んでください。

体育・保健センター 保健室

月曜日～金曜日 9時～17時

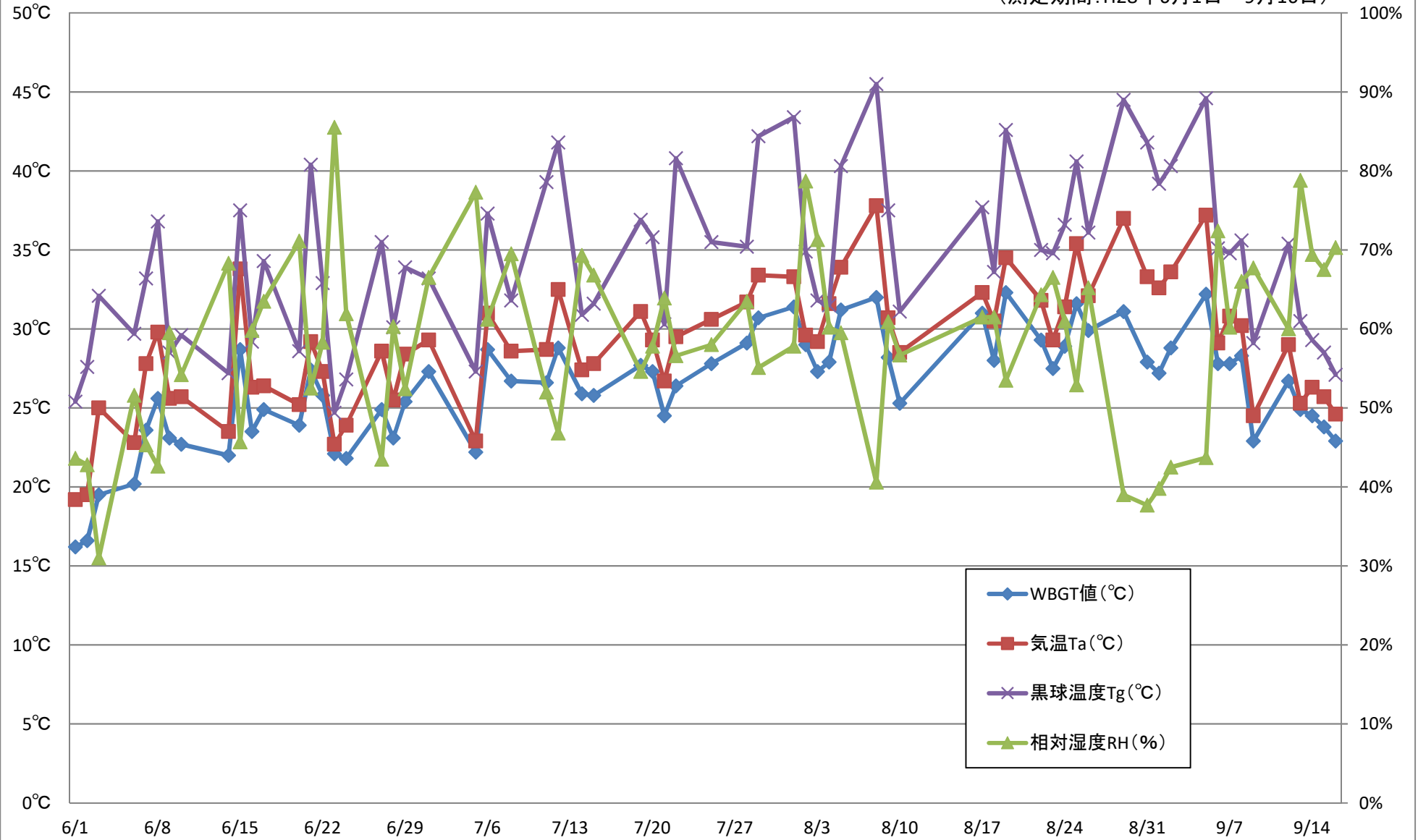
(昼休み12～13時)

TEL 0258-47-9824 内線 9824

E-mail: hcc@melabo.nagaokaut.ac.jp

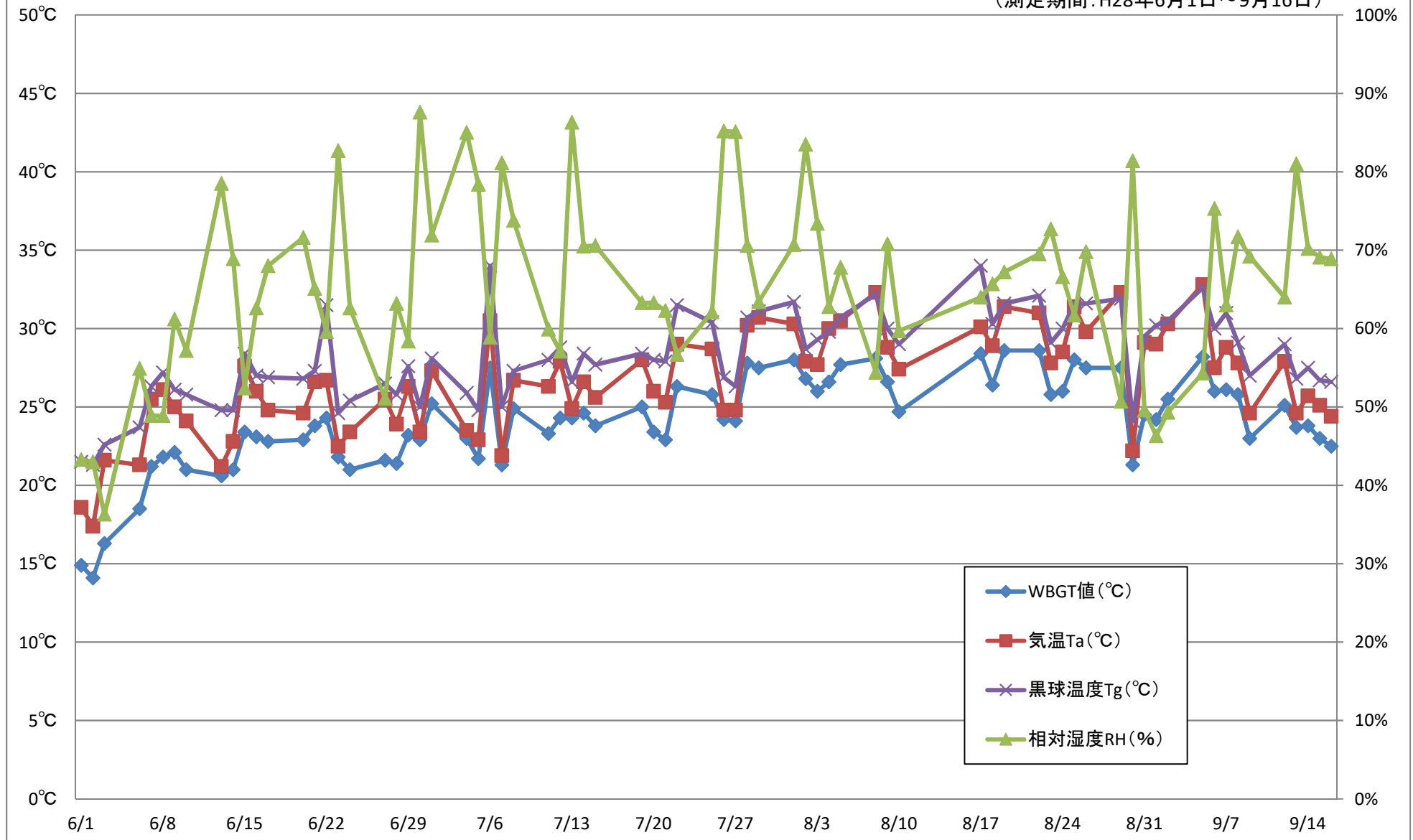
H28年 WBGT推移(室外日向)

(測定期間:H28年6月1日~9月16日)



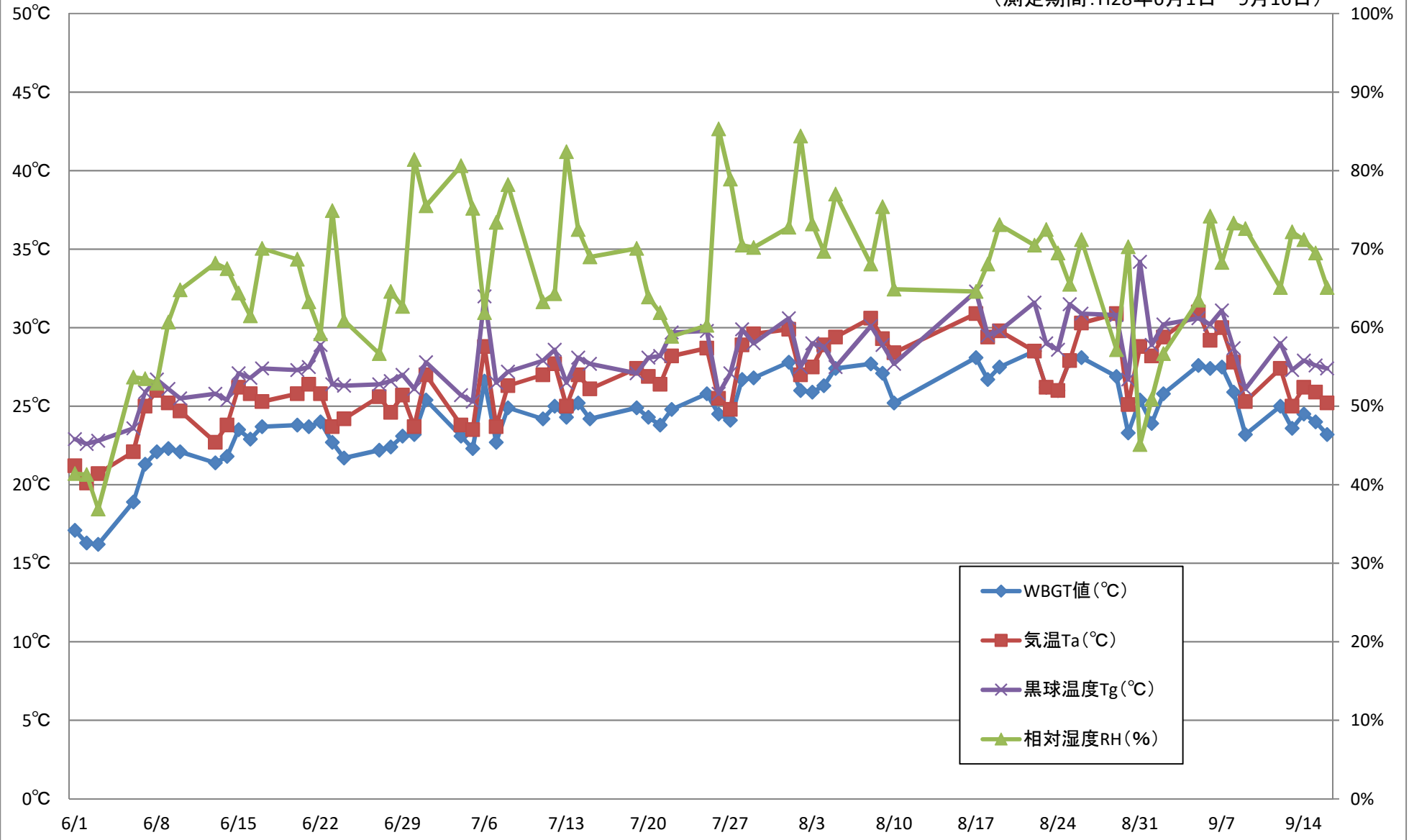
H28年 WBGT推移(室外日陰)

(測定期間: H28年6月1日~9月16日)



H28年 WBGT推移(室内)

(測定期間:H28年6月1日~9月16日)













障がい学生支援と 合理的配慮

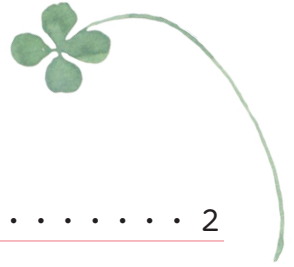
平成 28 年度活動報告



長岡技術科学大学
Nagaoka University of Technology

| 障 | が | い | 学 | 生 | 支 | 援 | 室 |

平成 29 年 3 月



目次

挨拶	2
障がい学生支援と合理的配慮	3
障がい学生支援体制図	4
本人理解・支援方針の共有、学内連携支援の輪	5
対象学生への連携支援の流れ	5
障がい学生への合理的配慮および支援実行の流れ	6
学校における合理的配慮の観点	7
WHOによる国際生活機能分類：ICF-CYと本学の支援項目例との対応	9
発達障がいとは	10
平成28年度障がい学生支援室実績報告	11
障がい学生就労支援スケジュール(案)	12
合理的配慮の申請者に対する支援の実例	13
合理的配慮申請書	14
障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則	15
障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項	18
学内バリアフリーマップ	22





障がい学生支援室長
副学長(教育研究企画担当)

教授 鎌土 重晴

障がいを理由とする差別の解消の推進に基づき本学では、平成27年8月に障がい学生支援室を設置し、すべての学生が本学で本人が希望する教育を受け、自由な研究ができる環境を整えていきたいと考えております。

障がいを持つ学生の支援については、障がい学生支援室だけが行うのではなく、全教職員が協力した支援体制をより一層強化したいと考えております。



体育・保健センター長
教授 三宅 仁

障害とは社会が規程するものであり、昨今は表記も「障がい」となりつつあります。障害には3種類があるとされ、身体障害(運動機能障害、感覚障害、内部障害)、知的障害、精神機能障害(発達障害を含む)となっていますが、大学には知的障害は一応無縁と思われれます。

さて、昨年平成28年4月から障害者差別解消法が施行となり、本学でもその対応に当たって参りました。以前から、身体障害に対する個別の支援は行って参りましたが、特に発達障害に対する支援は手探りであり、この障がい学生支援室を中心に様々に検討して参りました。その成果として本冊子をお届けするわけですが、知識・経験・マンパワーなど足りないものばかりで、満足な「合理的配慮」がなされているかについては忸怩たるものがあります。本学の現状をご理解の上、障害・健常の分け隔てなく皆様のご協力をお願いする次第です。

障がい学生支援と合理的配慮

○本学の障がい学生支援とは

本学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいを抱える学生に、他の学生と平等に教育を受ける機会及び学生生活を提供するために、本人の申し出により、協議のうえ合理的配慮を障がい学生支援室及び関連組織（「長岡技術科学大学障がい学生支援体制図」4ページ参照）で実施します。

○合理的配慮とは

障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、大学が必要かつ適当な変更・調整を過度の負担を負わず行うことです。

【本学で実施した合理的配慮例】

- ・ カウンセリング
- ・ 授業担当教員への情報提供
- ・ 障がい者用宿舍の提供
- ・ 休息場所の提供
- ・ 障害者職業センターとの共同就職支援
- ・ 発達障がい学生に対する配慮（合理的配慮の申請者に対する支援の実例13ページ参照）

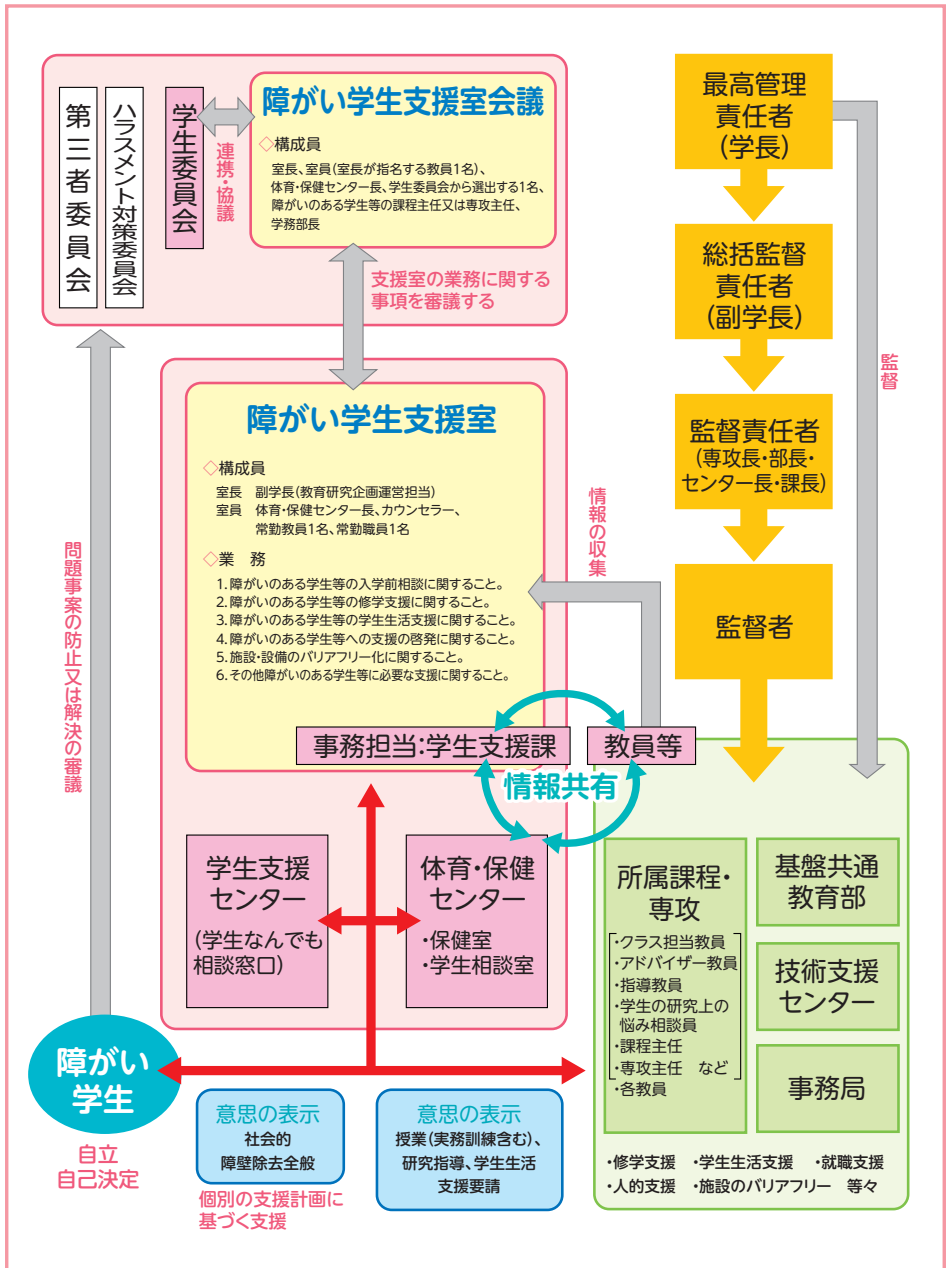
○支援手順

合理的配慮申請書（14ページ参照）に基づき、合理的配慮申請者と障がい学生支援室及び関係者が事前協議を行い、個別支援計画書を作成し、その支援計画に基づき、支援を実施するとともにサポート会議を実施し経過の観察を行う。

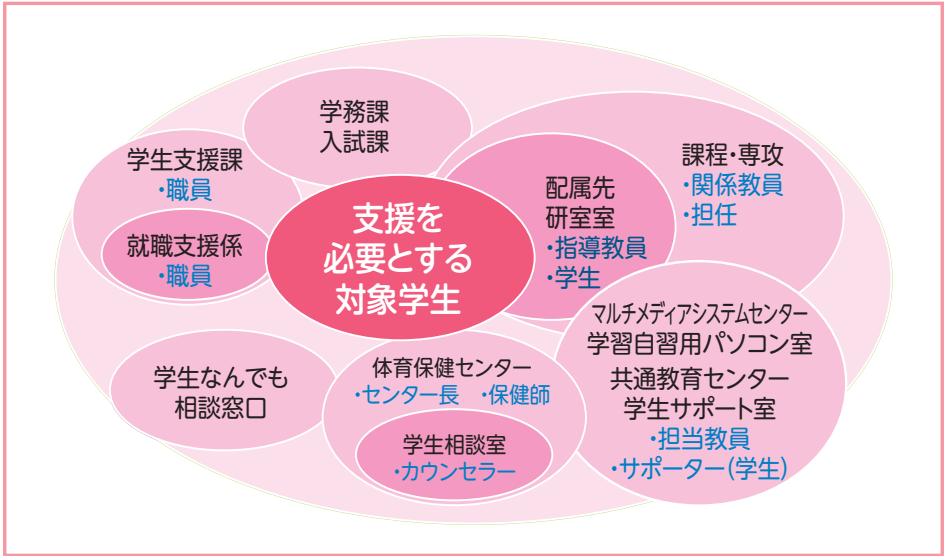
また、年度末に次年度の支援計画書を作成する（「障がい学生への合理的配慮および支援実行の流れ」6ページ参照）。



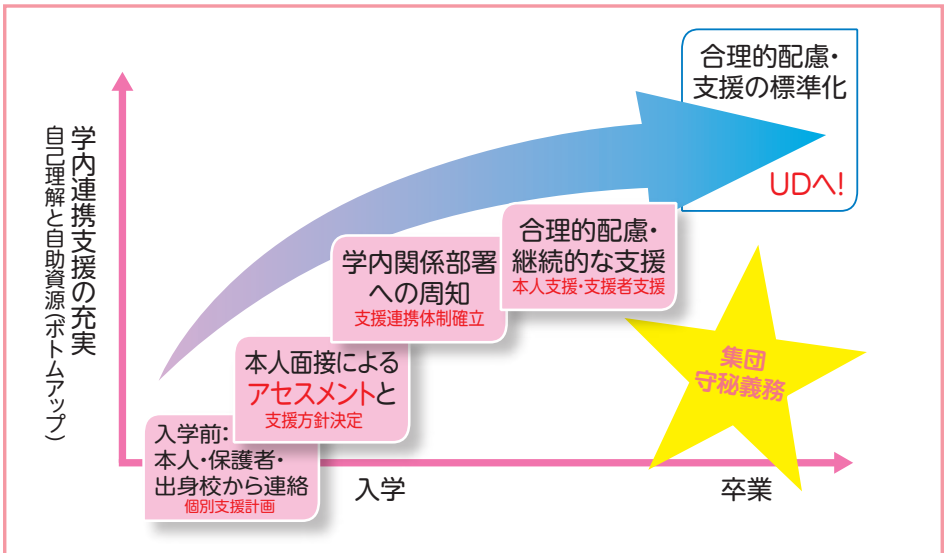
●長岡技術科学大学障がい学生支援体制図



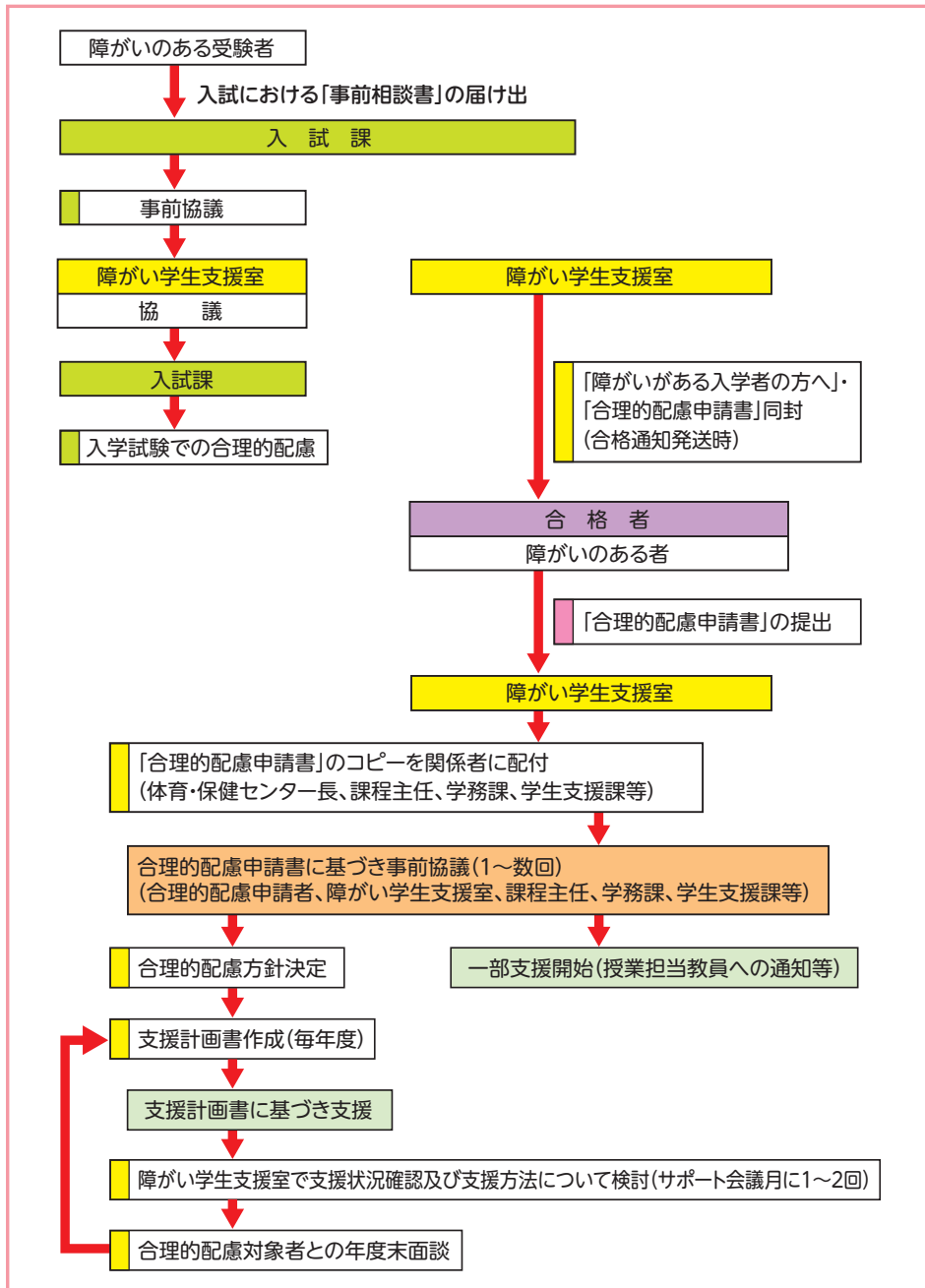
● 本人理解・支援方針の共有、学内連携支援の輪



● 対象学生への連携支援の流れ



● 障がい学生への合理的配慮および支援実行の流れ



● 学校における合理的配慮の観点

中央教育審議会初等中等教育分科会(平成24年7月23日)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

<「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法>

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮(別表1)

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

<(1)-2 教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

<「合理的配慮」の観点(2)支援体制>

(2)－1 専門性のある指導体制の整備

校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。

必要に応じ、適切な人的配置(支援員等)を行うほか、学校内外の教育資源(通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等)の活用や医療、福祉、労働等関係機関との連携を行う。

(2)－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮(別表7)

障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。

(2)－3 災害時等の支援体制の整備

災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。

<「合理的配慮」の観点(3)施設・設備>

(3)－1 校内環境のバリアフリー化

障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

(3)－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮(別表10)

幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

(3)－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

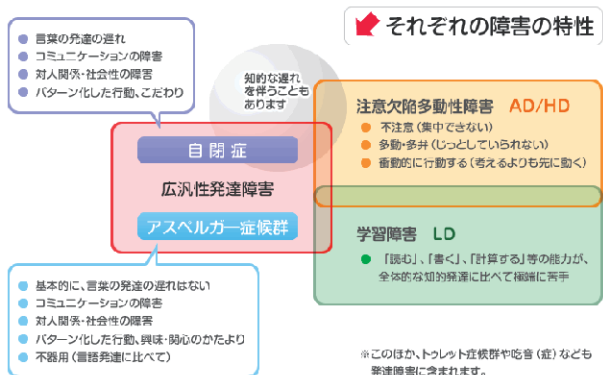
災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。

● WHOによる国際生活機能分類：ICF-CYと本学の支援項目例との対応

支援分野	ICF-CY：環境因子	本学の支援項目例			
生活	個人消費の物品 (e110)	服薬と飲水の許容と承認			
	移動のための製品と用具(e120)	車いす、杖の許容と承認			
		車いす用機の提供			
		試験場近くへの自動車での入場許可 身体障がい者用の駐車場提供			
コミュニケーション用の製品と用具(e125)	拡大鏡等の使用 補聴器又は人口内耳の装着				
保健サービス・制度・政策 (e580)	身体障がい者用宿舍の提供 カウンセリングの実施				
学習	教育用の製品と用具 (e130)	拡大文字問題冊子の配布 注意事項等の文書伝達 問題読み聞かせ 教材の拡大・テキストデータ・データ化 対応した教科書・配布資料等の利用 板書・視覚教材の利用 支援機器の選定 補助具等の持ち込みの許容と承認			
		教育と訓練のサービス・制度・政策 (e585)	別室受験・席の指定 チェック回答・代筆回答 試験時間の延長 履修科目の事前検討 入学時個別オリエンテーション 履修登録の支援 TA又はサポーター（修士学生）の活用 同期、一般学生への支援要求 事務手続きを行う際の書類の代筆 クールダウン等の居場所の提供 各科目の授業への配慮協議 授業担当教員への情報提供 優先席の設置 実技・実験等への配慮 講義内容の録音許可 板書の撮影許可 ノートテイク・パソコンノートテイクの利用 手話通訳の利用 板書の読み上げ 試験の受験方法 レポート・授業内課題の提出方法 進学希望の聞き取り 受入研究室の調整 研究室の学生等への情報提供の検討 研究室での配慮検討		
			就労移行	労働と雇用のサービス・制度・政策 (e590)	希望職種等の聞き取り 就職受入可能企業の洗い出し 就職活動に関する支援 就職希望企業との連絡調整

発達障がいとは

発達障害は、**脳機能の発達**が関係する**生まれつきの障害**です。発達障害がある人は、**コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手**です。また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。それが、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものだ**と理解すれば、周囲の人の接し方も変わってくるのではない**でしょうか。



1 広汎性発達障害

【自閉症】

自閉症は、「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴をもつ障害です。最近では、自閉症スペクトラムと呼ばれることもあります。

【アスペルガー症候群】

アスペルガー症候群は広い意味での「自閉症」に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障害があることが分かりにくいのですが、成長とともに不器用さがはつきりすることが特徴です。

2 注意欠陥多動性障害 (AD/HD)

注意欠陥多動性障害 (AD/HD : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder) は、「集中できない (不注意)」「じっとしていられない (多動・多弁)」「考えるよりも先に動く (衝動的な行動)」などを特徴する発達障害です。

3 学習障害 (LD)

学習障害 (LD : Learning DisordersまたはLearning Disabilities) とは、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。



政府広報オンライン より

●平成28年度障がい学生支援室実績報告

○合理的配慮の申請者に対する障がい学生支援室連携場所等での支援実績

障がいの分類	合理的配慮の申請者	体育・保健センター カウンセリング	マルチメディアシステムセンター 学生自習用 PC 室	授業担当教員への 情報提供
身体障がい	3		2	1
病弱・虚弱	1			
発達障がい	4	3	1	2
精神障がい	3	3		2

○入試から就労時における支援の一例

入試	別室受験・席の指定
入学前	個別の教育支援計画の作成
入学時	履修科目の事前検討への支援
生活	カウンセリング、身体障がい者用の駐車場提供、 身体障がい者用宿舎の提供、フールダウン等の居場所の提供
学習	実技・実験での配慮、車いす用机利用、関係教職員への周知・理解、 授業担当教員への情報提供
就職活動	<p>希望職種等の聞き取り、就職受入可能企業の洗い出し、 就職希望企業との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援課就職支援係が、ハローワークと連携し就職の支援を行います。 ・「平成28年度障がい学生支援室講演会」を開催。 講師：ハローワーク長岡就職支援コーディネーター和田倫幸氏 新潟障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー日高幸徳氏 <p>テーマ「障がい者の就労支援について」</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>講師の日高氏(左側)、和田氏(右側)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>講演の様子</p> </div> </div>
就労	就労に対する情報提供

● 合理的配慮の申請者に対する支援の実例

発達障がいA君の支援

発達障がい学生の支援では、周囲の適切な本人理解がとても重要です。どんなに能力と意欲のある学生でも、集団の中でスムーズなコミュニケーションを図ることに課題を持っていることは発達障がいの特性の一つでもあります。

次世代リーダーの育成を意識するカリキュラムにおいては特に、対人コミュニケーションの面で高度なスキルが必要とされることもしばしばで、発達障がいを持つ学生にとっては大きなストレスになることが想定されます。

入学確定時に支援申請のあったA君は、障がい学生支援室のスタッフが、入学前からA君と保護者の意向とそれまでの支援状況や困り感をじっくりと聴き、一緒に具体的支援メニューを決めていくところからスタートしました。

その結果、次のような支援方針に沿った具体的支援メニューにそったサポートができました。

- ・履修登録など学務手続きに関する個別のオリエンテーション及び支援
- ・学生相談室の活用(ソーシャル・スキルおよびコミュニケーションスキルのトレーニング)
- ・配属先研究室の指導教員と支援室スタッフによる継続的な連携支援
- ・就職支援室によるハローワーク及び障がい者職業センターとの連携コーディネート

肢体不自由B君の支援

入学時点で講義棟の脇に障がい者専用駐車場を整備するとともに、講義棟隣接の棟に個室の休養スペースを設置した。学内でのトイレや食事の対応は母親が対応をしている。

精神障がいC君の支援

突発的な睡眠の症状が出るため、学生実験時には危険が伴うため、助教及び技術職員が、監督を行いながらの授業を進めることにより、問題なく学生実験を行うことができた。

合理的配慮申請書

長岡技術科学大学 御中

平成 年 月 日

保護者／保証人 氏名（本人との関係）

住所等（日中の確実な連絡先 電話番号 メールアドレス）

住所

電話番号

メールアドレス

長岡技術科学大学に入学にあたり、下記のような障がいがありますので合理的配慮をお願い申し上げます。

ご本人のお名前

入学予定課程・専攻 学年

障がいについて（できるだけ詳しくお書き下さい。できれば診断書を付けて下さい。）

希望する合理的配慮（修学上希望する配慮について、できるだけ具体的にお書き下さい。）

参考事項（入学前の学校における支援について、記載するか個別の支援計画書等のコピーを添付して下さい。）

日常生活の状況

希望する協議日（時間・平日9～17時でお願い申し上げます。）

その他に、伝えておきたいことがありましたらご記入ください。

(注)本紙はご本人の合理的配慮を協議するための基本資料となります。本紙の取り扱いには十分に注意し、合理的配慮の内容は改めて協議によって決めることと致します。なお、協議は1年に1回以上と致します。

国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする差別の解消の 推進に関する規則

平成28年 3月 4日
規 則 第 11号

(目的)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)の教職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)が、障がいを理由とする差別を解消するための措置(教職員に対して行うものを除く。)に関し、適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもので、本学が行う教育研究その他の活動(以下「教育研究活動」という。)に参加するものをいう。
- 二 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 不当な差別的取扱い 障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、本学の教育研究活動について機会の提供を拒否し、又は提供に当たつて場所、時間帯等を制限すること、若しくは障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障がい者の権利利益を侵害することをいう。
- 四 合理的配慮 障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、その業務を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 教職員は、前項に当たり、別に定める「国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項」(以下「留意事項」という。)に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、その業務を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 教職員は、前項の合理的配慮の提供を行うに当たり、留意事項に留意するものとする。

(差別解消の推進体制)

第5条 本学に、障がいを理由とする差別の解消(以下「差別解消」という。)を推進するため、次の各号に掲げる責任者等を置き、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 最高管理責任者 学長
- 二 総括監督責任者 副学長(教育研究企画運営担当)
- 三 監督責任者 各専攻、基盤共通教育部、各センター及び各課(以下「専攻等」という。)の長(技術支援センターにあつては技術長)
- 四 監督者 専攻等ごとに当該専攻等の教職員のうちから監督責任者が指名する者

(最高管理責任者)

第6条 最高管理責任者は、本学における差別解消の推進及びそのための次に掲げる環境整備等に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に業務を遂行するよう指揮監督するとともに、最終責任を負うものとする。

- 一 学内施設等のバリアフリー化の促進
- 二 必要な人材の配置
- 三 障がい者である学生及び入学希望者に対する受入姿勢・方針の明示
- 四 情報アクセシビリティの向上のための施策
- 五 その他差別解消の推進のために必要な措置

(総括監督責任者)

第7条 総括監督責任者は、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における差別解消の推進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(監督責任者)

第8条 監督責任者は、総括監督責任者の指揮監督の下、当該専攻等の監督者に適切な指示を行うとともに、当該専攻等における差別解消の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(監督者)

第9条 監督者は、当該専攻等の監督責任者を補佐するとともに、当該専攻等における差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、当該専攻等の教職員に対して注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障がい者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、教職員に対して合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

(問題事案の対処)

第10条 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じ、又はそのおそれ(以下「問題事案」という。)を確認した場合には、速やかに監督責任者に報告する。

2 監督責任者は、前項の報告を受けたときは、迅速かつ適切に当該問題事案に対処(監督者に指示をして対処させることを含む。)するとともに、その内容に応じて当該事案及びその対処状況を最高管理責任者及び総括監督責任者に報告するものとする。

(相談体制の整備)

第11条 教職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じるための相談窓口は、次のとおりとする。

- 一 障がい学生支援室
- 二 体育・保健センター
- 三 学生なんでも相談窓口
- 四 課程主任、専攻主任、クラス担当教員、アドバイザー教員、指導教員、学生の研究上の悩み相談員
- 五 総務部長

- 2 相談窓口は、相談等を受ける場合には、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談窓口は、相談等を受けた場合には、必要に応じ、その内容を障がい学生支援室に報告する。
- 4 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 5 最高管理責任者は、必要に応じ、相談窓口の充実を図るよう努めるものとする。

(問題事案の防止等のための体制の整備)

第12条 問題事案の防止又は解決を図るための措置等に関する重要事項は、当該事案に応じ、次に掲げるいずれかの委員会等において審議する。

- 一 障がい学生支援室会議
 - 二 学生委員会
 - 三 ハラスメント対策委員会
 - 四 学長が設置する第三者委員会
 - 五 その他当該事案に係る業務を所掌する委員会等
- 2 前項の重要事項は、前項各号のいずれかの委員会等の議を経て、最高管理責任者が決定する。

(研修・啓発)

第13条 総括監督責任者は、差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号に掲げる研修及び啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督責任者又は監督者に就いた教職員に対して障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる責務及び役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等による意識の啓発

(懲戒処分等)

第14条 教職員が障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人長岡技術科学大学職員就業規則その他の学内規則に定める懲戒処分に付されることがある。

(事務)

第15条 差別解消の推進に関する事務は、関係各課の協力を得て、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、差別解消の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項

平成28年 3月 4日
学 長 裁 定

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方(国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則(以下「規則」という。))第2条、第3条関係)

規則が禁止する障がい者の権利利益の侵害とは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、本学が行う教育研究その他の活動(以下「教育研究活動」という。))について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、若しくは障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等による権利利益の侵害である。

なお、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、規則に規定する不当な差別的取扱いではない。

したがって、障がい者を障がい者でない者より優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)や、規則に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、本学の教育研究活動について本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点(規則第2条、第3条関係)

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、本学の教育研究活動について機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。教職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を一般的・抽象的な理由に基づいて判断するなどして障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。))の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障がい者、本学、第三者の権利利益及び教育研究活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例(規則第3条関係)

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は次に掲げたとおりである。

なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、これらの具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、これらはあくまでも例示であり、不当な差別的取扱いがこれらの具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障がいがあることを理由に受験を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に入学を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に実験、実習、実務訓練、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。

- 障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮の提供を受けたことを理由に評価に差をつけること。

第4 合理的配慮の基本的な考え方(規則第2条、第4条関係)

一 規則において「合理的配慮」は、「障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないもの」と定義されている。

また、規則は、教職員に対し、その業務を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、本学の教育研究活動の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に附随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、教育研究活動の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

二 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、第5に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、第4号に示す環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

三 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい(発達障がいを含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

四 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

五 本学の教育研究活動の一環として実施する業務を外部に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、規則を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方(規則第2条、第4条関係)

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を一般的・抽象的な理由に基づいて判断するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。教職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 教育研究活動への影響の程度(当該教育研究活動の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財務状況

第6 合理的配慮の具体例(規則第4条関係)

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性の高いものであるが、具体例は次に掲げるとおりである。

なお、これらの具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、合理的配慮がこれらの具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(物理的環境への配慮の具体例)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

(意思疎通の配慮の具体例)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を

行うこと。

- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入りに近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 実務訓練、教育実習等において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障がいのある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近しい席を確保すること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。



長岡技術科学大学
Nagaoka University of Technology

| 障 | が | い | 学 | 生 | 支 | 援 | 室 |

〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1

電話：0258-47-9256 E-mail: support@jcom.nagaokaut.ac.jp

参加者

募集！ '16春

長岡技術科学大学

小学生水泳教室

■コース

	上級①コース	上級②コース	中級コース	初級コース
実施曜日	◆週2回コース 月曜日or水曜日 と土曜日	◆週2回コース 火曜日or水曜日 と土曜日	◆週2回コース 火曜日or水曜日 と土曜日 ◆週1回コース 木曜日	◆週2回コース 月曜日or火曜日 と土曜日 ◆週1回コース 木曜日
対象者のめやす	上級②コースの目標をマスターしている	中級コースの目標をマスターしている	初級コースの目標をマスターしている	初心者（水に慣れていない人）
目 標	①平泳ぎ、自由形、背泳ぎ、バタフライの泳力向上を目指す ②25m、50m単位で練習し、飛び込み・ターンがきれいにできる ③立ち泳ぎの習得	①クロールで25mを30秒以内で泳げる ②背泳ぎできれいに25m泳げる ③平泳ぎの基本ができる ④バタフライの基本ができる	①ビート板バタ足で25m進める ②クロールの呼吸とかき方をマスターし、25mを楽に泳げる ③背浮きキックが沈まず、リズムよく泳げる ④背泳ぎで25m泳げる	①水慣れ、顔付け、ポビング（水中で鼻から息をはき、水上で口から息を吸う）、バタ足、けのび、クロールのかき方ができる

実施日カレンダー =実施日

	日	月	火	水	木	金	土
4月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
6月	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
7月	26	27	28	29	30	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	31	25	26	27	28	29
						29	30

- 時 間 月～木曜日 17:30～18:30
土曜日 9:00～10:00(前半) or 10:15～11:15(後半)
- 会 場 長岡技術科学大学室内プール
- 指導者 大桃正隆コーチ・大桃水江コーチ・斎藤 文コーチ・和田詳子コーチ
- 参加費 週2回コース 15,000円（全20回分）
週1回コース（初・中級のみ） 8,000円（全10回分）
- 募集定員 各コースとも1クラス10～12人程度
- 申込締切 平成28年4月15日（金）（定員になり次第、受付を終了します。）
- 申込方法 参加申込書に記入のうえFAX、TEL、郵送、メール、持参のいずれかでお申込みください。
（のちほど、受け付けた旨の連絡を差し上げます。）

実施曜日

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	土曜(前半)	土曜(後半)
上級①		上級①		上級①	上級①
	上級②	上級② & 中級		上級②	上級②
	中級		中級(週1)	中級	中級
初級	初級		初級(週1)	初級	初級

お申込み&お問い合わせ先

(公財)長岡技術科学大学技術開発教育研究振興会
〒940-2137 長岡市上富岡町1603-1
長岡技術科学大学内

TEL & FAX 0258-46-5455 (直通)

メールアドレス kouekizai@jcom.nagaokaut.ac.jp

参加申込書

フリガナ 氏名/性別	(男・女)	小学校	小学校	年
参加コース	<input type="checkbox"/> 上級①コース <input type="checkbox"/> 上級②コース <input type="checkbox"/> 中級コース <input type="checkbox"/> 中級(週1回 木曜日)コース <input type="checkbox"/> 初級コース <input type="checkbox"/> 初級(週1回 木曜日)コース	参加曜日 (週2回コースのみ)	<input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 and <input type="checkbox"/> 土曜日 9:00～ or <input type="checkbox"/> 土曜日 10:15～	それぞれお選びください。
保護者氏名		既往症	身長	cm
住 所	〒 -	特記事項	体重	kg
連絡先	携帯番号 - - メールアドレス	自宅TEL - 自宅FAX -	備考	

- *初回より、水着・スイムキャップ・ゴーグル・タオルを持参ください。
- *諸事情により、コーチの代替や実施日時を変更する場合があります。
- *コースにつきましては、最初にコーチの方で泳力判定しますので、場合によっては変更になることをお含みおさください。
- *水泳教室と並行して、学生の研究活動も数回行うことと水泳教室の風景写真を広報紙に掲載しますことをご理解ください。

2016

長岡技術科学大学 夏休み 小学生水泳教室

参加者
募集!

■コース

	上級①コース	上級②コース	中級コース	初級コース
実施曜日	◆週2回コース 月曜日or水曜日 と土曜日	◆週2回コース 火曜日or水曜日 と土曜日	◆週2回コース 火曜日or水曜日 と土曜日 ◆週1回コース 木曜日	◆週2回コース 月曜日or火曜日or木曜日 と土曜日 ◆週1回コース 月曜日or火曜日or木曜日
対象者のめやす	上級②コースの目標をマスターしている	中級コースの目標をマスターしている	初級コースの目標をマスターしている	初心者（水に慣れていない人）
目 標	①平泳ぎ、自由形、背泳ぎの泳力向上を目指します ②25m、50m単位で練習し、スタート・ターン、バタフライの習得を目指します ③立ち泳ぎを習得します	①クロールで25mを30秒以内で泳げる ②ビート板バタ足で25mを40秒以内で泳げる ③背泳ぎで25m泳げる ④平泳ぎを習得します	①ビート板バタ足で楽に25m進める ②クロールの呼吸とかき方をマスターし、25mを楽に泳げる ③背浮きバタ足で25m泳げる	①水慣れ、顔付け、ポビング（水中で鼻から息をはき、水上で口から息を吸う）、バタ足、面かぶりクロールができる



実施日カレンダー ■=実施日

	日	月	火	水	木	金	土
7月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
8月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
9月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	

■時 間 月曜日～木曜日 17：30～18：30
土曜日 9：00～10：00(前半)もしくは10：15～11：15(後半)

■会 場 長岡技術科学大学室内プール

■指導者 大桃正隆コーチ・大桃水江コーチ・山岸真夫コーチ・和田詳子コーチ ほか

■参加費 週2回コース 9,000円(全12回分)

週1回コース(初・中級のみ) 5,000円(全6回分)

■定 員 各コースとも1クラス10～12人程度

■申込期間 平成28年6月20日(月)～7月1日(金)(定員になり次第、受付を終了します。)

■申込方法 参加申込書に記入のうえFAX、TEL、郵送、メール、持参のいずれかでお申込みください。(のちほど、受け付けた旨の連絡を差し上げます。)

*初回より、水着・スイムキャップ・ゴーグル・タオルを持参ください。

*諸事情により、コーチの代替や実施日時を変更する場合があります。

*コースにつきましては、最初にコーチの方で泳力判定しますので、場合によっては変更になることをお含みおきください。

*水泳教室と並行して、学生の研究活動も数回行うことと水泳教室の風景写真を広報紙に掲載することをご理解ください。

実施曜日

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	土曜(前半)	土曜(後半)
上級①		上級①		上級①	上級①
	上級②	上級② & 中級		上級②	上級②
	中級		中級(週1)	中級	中級
初級	初級		初級	初級	初級

お申込み&お問い合わせ先

公益財団法人 長岡技術科学大学技術開発教育研究振興会
〒940-2137 長岡市上富岡町1603-1 長岡技術科学大学内
TEL&FAX 0258-46-5455 (直通) ※16:50まで
メールアドレス kouekizai@jcom.nagaokaut.ac.jp

参加申込書

フリガナ 氏名/性別	(男・女)	小学校	小学校	年
参加コース	<input type="checkbox"/> 上級①コース <input type="checkbox"/> 上級②コース <input type="checkbox"/> 中級コース <input type="checkbox"/> 中級(週1回 木曜日)コース <input type="checkbox"/> 初級コース <input type="checkbox"/> 初級(週1回)コース	参加曜日	<input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 and <input type="checkbox"/> 土曜日 9:00~ or <input type="checkbox"/> 土曜日 10:15~	それぞれお選びください。
保護者氏名		既往症	身長	cm
住 所	〒 -	特記事項	体重	kg
連 絡 先	携帯番号 - - メールアドレス	自宅TEL 自宅FAX	- -	備 考

'16秋季

長岡技術科学大学 小学生水泳教室



コース	上級①コース	上級②コース	中級コース	初級コース
実施曜日	◆週2回コース 月曜日or水曜日 と土曜日	◆週2回コース 火曜日or水曜日 と土曜日	◆週2回コース 火曜日or水曜日or木曜日 と土曜日 ◆週1回コース 火曜日or木曜日or土曜日	◆週2回コース 月曜日or火曜日or木曜日 と土曜日 ◆週1回コース 月曜日or火曜日or木曜日 or土曜日
対象者のめやす	上級②コースの目標をマスターしている	中級コースの目標をマスターしている	初級コースの目標をマスターしている	初心者(水に慣れていない人)
目標	①平泳ぎ、自由形、背泳ぎの泳力向上を目指します ②25m、50m単位で練習し、スタート・ターン、バタフライの習得を目指します ③立ち泳ぎを習得します	①クロールで25mを30秒以内で泳げる ②ビート板バタ足で25mを40秒以内で泳げる ③背泳ぎで25m泳げる ④平泳ぎとバタフライの基本を習得します	①ビート板バタ足で楽に25m進める ②クロールの呼吸とかき方をマスターし、25mを楽に泳げる ③背浮きバタ足で25m泳げる	①水慣れ、顔付け、ポビング(水中で鼻から息をはき、水上で口から息を吸う)、バタ足、けのび、面かぶりクロールができる

実施日カレンダー ■=実施日

	日	月	火	水	木	金	土
9月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	
10月	9/17(土)・10/1(土)はお休みです。						1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					
11月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	※16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

※ 11/16(水)は月曜日の不足分です。

- 時間 月曜日～木曜日 17:30～18:30
土曜日 9:00～10:00(前半)もしくは10:15～11:15(後半)
- 会場 長岡技術科学大学室内プール
- 指導者 大桃正隆コーチ・大桃水江コーチ・山岸真夫コーチ・和田詳子コーチ ほか
- 参加費 週2回コース 12,000円(全16回分)
週1回コース(初・中級のみ) 6,000円(全8回分)
- 定員 各コースとも1クラス10～15人程度
- 申込締切 平成28年9月5日(月)(定員になり次第、受付を終了します。)
- 申込方法 参加申込書に記入のうえメール、FAX、TEL、郵送、持参のいずれか

*初回より、水着・スイムキャップ・ゴーグル・タオルを持参ください。
*諸事情により、コーチの代替や実施日時を変更する場合があります。
*コースにつきましては、最初にコーチの方で泳力判定しますので、場合によっては変更になることをお含みおきください。
*水泳教室と並行して、学生の研究活動も数回行うことと水泳教室の風景写真を広報紙に掲載しますことをご理解ください。

実施曜日

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	土曜(前半)	土曜(後半)
上級①		上級①		上級①	上級①
	上級②	上級②		上級②	上級②
	中級	&中級	中級	中級	中級
初級	初級		初級	初級	初級

お申込み&お問い合わせ先

公益財団法人 長岡技術科学大学技術開発教育研究振興会
〒940-2137 長岡市上富岡町1603-1 長岡技術科学大学内
TEL & FAX 0258-46-5455 (直通) ※16:50まで
メールアドレス kouekizai@jcom.nagaokaut.ac.jp

参加申込書

フリガナ 氏名/性別	(男・女)	小学校	小学校	年
参加コース	<input type="checkbox"/> 上級①コース <input type="checkbox"/> 上級②コース <input type="checkbox"/> 中級コース <input type="checkbox"/> 中級(週1回)コース <input type="checkbox"/> 初級コース <input type="checkbox"/> 初級(週1回)コース	参加曜日 (週2回コースのみ)	<input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 and <input type="checkbox"/> 土曜日 9:00～ or <input type="checkbox"/> 土曜日 10:15～	←それぞれお選びください。
生年月日	平成 年 月 日 (満 歳)	既往症	身長	cm
住所	〒 -	保護者氏名	体重	kg
連絡先	携帯番号 - - メールアドレス	自宅TEL - 自宅FAX -	特記事項	



平成 28 年 3 月 春遠し

長岡技術科学大学 体育・保健センター

年報 平成 28 年度（速報）版

平成 29 年 4 月 発行（pdf 版）

（C）2017 無断引用お断り

編集 体育・保健センター

連絡先 〒940-2188 長岡市上富岡町 1603-1

長岡技術科学大学 体育・保健センター

担当 三宅 miyake@melabo.nagaokaut.ac.jp

TEL 0258-47-9822 Fax 0258-47-9821